

乾 隆 禁 書 (二)

——著者たちのプロファイル(続)——

岡 本 さ え

第一部 著者たちのプロファイル

第一章 明代の寒学派グループ 東洋文化研究所紀要第一一五冊

第二章 清代の寒学派と寒務派 本稿

第三章 反清の儒家と文人 以下、次稿

第二部 禁書の規準——禁止する側の論理

第三部 異端の状況——「文字の獄」と「四庫全書」

第四部 禁燬された全体像

第五部 清代思想への影響

*本文中の人名に付けた傍線は禁書著者、書名に付けた波線は乾隆禁書であることを示す。たとえば、錢謙益撰《初學集》。

第二章 清代の実学派と実務派

清代に入ると、明代の実学派グループが目標の主眼としていた富国強兵は、満人を撃退し明朝を振興するという視点からいえば、その意味はもはや失われたかに見える。もっとも、清初に生きる士人にとって既に「富強」は、王朝の繁栄や国境での戦勝を意味する、民族的、全国的レベルの言葉ではなくなっていた。明末からの動乱や飢饉、さらに各地に頻発する蜂起や略奪は、彼等に日常的、地方的レベルでの「富強」が、とりわけ必須となっている事を痛感させた。満人は確かに征服者ではあったが、実際に絶えず街や村を襲い、上納金を取立て、農地を踏み荒らしていくのは、たいてい漢人の武装集団であった。他方、南部沿海地方に明朝の遺王達が樹てた反滿政権は、住民の飢餓や不安に配慮することもなく、束の間の贅沢や権力争いに時間を浪費し、「聖朝」復活への期待を抱いて馳せ散じた士人すら多く離反する結果を招いた。

「実学」派士人について言えば、働き盛りの年令で王朝滅亡に遭遇した禁書著者の中には、例えば瞿式耜（一五九〇—一六五〇）、前稿第一章、東洋文化研究所紀要第一一五冊所収、『乾隆禁書』、一三頁並びに二九頁に既出）のように最後まで清朝を認めず、遺王政権の軍事指揮を取つた「忠臣」と呼ばれる士人もいた。だが、その一方では満人の支配を受け入れて、漢人と満人の橋渡しをする緩衝となり、郷里や赴任地を战火や飢饉から守ろうとした、実務に強い士人もたくさんいたのである。後に「武臣」と呼ばれる士人のうち、これらの実務手腕に優れた文官達は、清代の「実学」派のカテゴリーに入る。文官「武臣」達は、その作品の殆どが乾隆期に禁止されるいわゆる禁書著者であ

り、文人として一世を風靡した人物であるが、決して書齋の人ではなく、清初には荒廃した社会を蘇らせる為に行政官として奮闘した功労者であった。軍人出身で作品も残さなかつた（従つて禁書著者にならなかつた）「武官」武臣とは対照的に、「文官」武臣は後に禁書となる作品や公文書の中に、「実学」「実用」をめざして乱世を生き抜く知識人の姿を映し出した。彼等は、地方官としては、治水、守城、徵稅、漕運、裁判、学政等に手腕を發揮し、朝廷の大官としては、異民族王朝による武斷政治・恐怖政治を防ぐため、絶えず満人皇帝に「満漢同視」を訴え、明代の政治社会システムを出来るだけ持続させようと努力したのであつた。これらの「武臣」よりも若い世代で、清朝の下ではじめて官吏となつた漢人は、清朝からは上記の「武臣」と区別して「漢臣」と呼ばれた。「漢臣」は、満人の権力に協力した点で「武臣」と変わりないものの、「清朝に仕え」「節を曲げた」という非難は免れた。これらの若い士人達は、明代への思い入れが少なく、清朝への抵抗感も少なかつたから学問的、思想的な統制がまだ弱かつた清朝初期の環境を巧みに掴んで、暫くは活発な知的活動を繰り広げる事が出来た。

清朝に仕えず、在野で「実学」に没頭した学者達もいた。相次ぐ動乱の結果、「夷狄」であつた滿州族が最上層部を占めて社会階層が一時的に激震すると、仕官の途を絶つた士人は、実業に役立つ造詣がなければ、実際に暮らして行けなかつた。彼等は、自分達の祖父や父が當官と続けてきた「科挙」の為の学習がいかに空虚なものか、「実学」の欠如がいかに漢民族を悲惨な状況に追い込んだか、市井の中に身を置いて悟つたのである。これらの「遺民」「逸民」達は、身の処し方において「武臣」とは一線を画しながらも、「实用」「実効」を根幹に据えて研鑽に励み、天文、地理、軍事、農業、水利、儒學等のいづれか、或いはしばしば同時に複数の分野について、「実見」「実測」「実驗」に基く発言を行い、後に乾隆禁書となる多数の著作を残した。

このように清初の「美学」派は、政治的にはさまざまな立場を取りながらも実務のスペシャリストをめざし、「道学」からはみだした分野において豊かな知識と経験を所有し、さらに、それらを士大夫に必須な資格であると考えていた。彼らは、「滅満」を表だつて「美学」の目標に掲げることはもはや出来なかつたが、言語も風習も異なる滿州族の武斷政治の下で暮らす同胞漢民族の生活を守る為に、そして住民を略奪と戦火から守る為に、明代以来の「美学」の柱であつた「富強」を、地道に実践したのであつた。しかしながら、明代の「美学」派グループの士人達が、漢民族王朝の危機を救う為に「反満」の旗のもとに結束し得たのに對し、清代の「美学」派は、成果を挙げれば挙げるほど、自分達の手腕が結局は異民族王朝の安定に寄与するというジレンマを始めから抱えていた。わずか、數年、或いはたかだか十年のずれの為に、「滅満」という明代のスローガンが禁句となつてしまつた中華において、清初の「美学」派士人達はいったい何を自らの拠り所として、民生の為の「美学」「実用」を主張し得たのであるうか。そうして彼等の思考のいかなる点が、また彼等の著書や発言のいかなる部分が、後に満人政権によつて「禁燬」される結果を招いたのであらうか。

第一節 在野の「美学」派士人

(一) 「美学」の定義

清代「美学」派士人が著した書物で、後に「乾隆禁書」のリストに入つたものの中には、「美学」のさまざま定義が登場する。『數度衍』の著者方中通(位白、方以智の次男)は一六七九年、弟である方中履(素北)の著書『古今

『*釈疑*』に寄せた序文の中で、次のように述べている。「実学とは何か。内には性命、外には経済、典礼・制度の学、象数・律曆の学、音韻・文字の学、医薬・物理の学、およそ心身・国家の資(たすけ)となるものは、挙げてこれを実学という。だが、一つの文字や一つの意味について無駄に言い争つたり、考証したりするのは、『実学とは』関係ない」。

「実学」と「博学」とは、はつきり区別すべきである、と方中通はこの序文で述べる。経書や史書、百家の書をそらんじてすらすらとなえ、象緯(天文)、方輿(地理)、人物といった各分野の図を掌を指すように説明し、珍しい字や出来事を知つてゐたり、鳥獸草木の名をたくさん憶えていたりするのは、「博学」であるが、「実学」ではない。書物の陳腐な言葉を受け継ぐだけでどうして「実学」と言えようか。「儒者」は、天地のことわりも知らぬことをどうして恥とせぬのか。方中通は問いかける。「天に七政(太陽系)、蝕、歳差があるが、「天は」何を以て不揃いのものを揃わせるのか。暦元は、万古改易しなくてよいのか。地に山川万物があり、「それらは」高くそびえ空に浮かんで墜落しない。「天は」何を以て天地を互いに測定させ、ついに、天に昼夜無く、地に上下無く、水に昇降無いことが分かるだろうか。天地におけるこの故は、知らなくてはいけないのだ。」マクロコスマスはミクロコスマスに通じる。「三部八脈十二經十五絡、人身は一つの小天地である。何を以て腑は臓に盈たされ、經は胞(えな)にはなく、絡は身体をめぐり、これをまもり、湧泉に注がぬことが分かるだろうか。人におけるこの故は、すなわち天地の故であり、知らなくてはいけないのだ。」礼にも樂にも節度があり、調和がある。「儒者」は、こうした微妙な分野にも、通じていなくてはいけない。なぜなら、これらをすべて知ることは「儒者」の責務なのだ、と方中通は述べる。「物はこのように格し、理はこのように窮める。情はこのように推し量り、徳はこのように通じる。『学』は即ちこのよ

清代の実学派・実務派士人一覧
(人名配列は拼音順による)

人名・字・号・諱	出身地	清官職	禁書	「西學」関係書	その他の著作	儒 考
曹溶(秋岳・倦遊秋 壑) 1613-85	秀水(浙江)	戶部侍郎	學派類編 明遺墨志		觀音堂書目叢刻 觀音堂詩集	
張名夏(百史) ?-1654	溧陽(江蘇)	吏部尚書	石雲居文集			Adam Schall (湯 若望) と交際
陳之遴(彦弁・漱菴) 1605-66	海寧(浙江)	礼部尚書	浮雲集 陳氏隨詩			
方以智(密之・曼公, 弘智, 漢山愚者) ?-1671?	桐城(安徽)		流寓集 浮山全集		通雅 物理小識	1640年進士
方中堯	桐城(安徽)		白鹿山房文集 古今類疑(序)			方以智の子
方中履(素北)	桐城(安徽)		古今類疑			
房可壮(海客・安恪) ?-1653	益都(山東)	左都御史	台疏三集		房侍御疏集	
龔鼎孳(孝升・芝麓, 定山, 端毅) 1616-73	合肥(江西)	刑部右侍郎 定山堂集 龔端毅公奏疏 過嶺詩	主帥聲徵(Schall) (贈言, 贈詩)	定山堂詩余	江左三大家の一人	
胡世安(处靜) ?-1663	荆門(四川)	兵部尚書	衍嘆語	主帥聲徵(Schall) (贈詩)民智鋪注解感 (序)		
雷達(非闇・劍寒・ 魯齋) (非闇 魯齋) ?-1661	武昌(陝西)	工部尚書			文實武臣の禁書に 著詩多數	

金之俊 （豈凡·息齋， 文通） ？—1670	吳江 (江蘇)	工部尚書	息齋集	主制筆徵 (Schall) (贈言)	
梁清標 (玉立·菴齡， 棠村) 1620—1691	(直隸)	札部尚書 兵部尚書	梁特詩	養林詩文集	
劉余佑(中微· 玉吾) ？—1653	順天	工部侍郎	燕香齋文集		
陸世儀(道咸· 桺亭) 1611—72	(太倉 (浙江))		桺亭玉識	陸桺亭先生文集雜 三集水乳香齋詩稿 恩允錄	明代美學派士人之 歌集
呂留良(莊生·周晦· 晚村·不昧· 何求老人) 1629—83	石門 (浙江)		易經津解·論文 村正編·晚村續集· 居良尺牘·官講員 四書文·詩選錄· 禮記題說· 批古文· 四部部題說· 四書解義· 四書語錄· 樓偶評· 朱子異同解· 四書全意解· 小題商· 今文墨壘卷首· 陳稿· 呂晚村家書· 亡集· 天蓋樓遺稿	臨桺亭先生文集雜 三集水乳香齋詩稿 恩允錄	明代美學派士人之 歌集

人名・字・号・諱 卒	出身地	清官職	禁書	「西学」関係書	その他の著作	備考
呂慕中(無党・冰葭) ? - 1708?	石門 (浙江)	翰林院編修	呂慕中文			呂留良の子
李元鼎(梅公)	吉水 (江西)	兵部右侍郎	石園全集			Schallと交流
孫承沢(耳伯・北海 退谷) 1592-1676	大興 (頤天)	吏部尚書	山書・学圃 春明夢余錄		天府玄記 庚子鈔夏記	
孫奇逢(醇泰・鍾元 夏峯) 1585-1675	容城 (直隸)		夏峯先生集 甲申大難錄 乙丙記事		孝友堂家規 孫徵君日譜 理學宗伝・四書近指・譏易大旨	万曆學人 尚書近指・譏易 西游錄・叢林外志 叢林外索・海昌外志
嚴遲(孺木) 1594-1657	海寧 (浙江)		北游錄 叢林雜俎 國榷	主制筆徵 (Schall) (贈詩)		明季諸生 冬夜箋記 談助
王崇簡(敬哉・文貞) 1602-78	宛平 (北京)	礼部尚書	說鈴	主制筆徵 (Schall) (贈言)		
王弘祚(懲月・玉銘 端簡) 1603-74	永昌 (雲南)	戶部尚書	賦役全書			
王永吉(修之・鉄山 文通) 1599-1659	高郵 (江蘇)	刑部尚書	留青全集 (條談)			
魏學洢	嘉善 (浙江)		魏子敬遺集			
徐爾寔(昭煮)	上海 (江蘇)	徐文定公集 (編)	坤輿格致略說 (Verbiest) 聖教四規 (Brancati) (序)			徐光啓の孫

徐彌齋 1605—83	上海 (江蘇)		農政全書(編)			徐光啓の孫
徐光啓(園臣) (江蘇)	華風 (江蘇)		天元曆理全書		清頴亭稿	
許鑑曾(孝修・鶴沙) (江蘇)	華亭 (江蘇)	雲南按察使	滇行紀程 寶綸堂集		東還紀程	洗礼名: Basile 徐光啓の曾孫
薛鳳祚(儀甫) 1628—80	青州 (山東)		曆学会通	天步真原 (Smogolenski) (譜)(序)		
薛所蘿(子譽・行璽) ?-1667	孟鳴 (河南)	札部右侍郎	澹友軒集	主制草徵(Schall) (詩)		
張鳳翔(蓬元) ?-1657	堂邑 (山東)	工部尚書 太子太保	石蕊集		札經集注 漢隱集注	
張繼彥(坦公) (河南)	新鄉 (河南)	工部右侍郎	依冰園文集 無言戲(編)			七克日抄(Panteja) その他の西学書を 愛読
周亮工(元亮・燦園) 1612-72	祁門 (安徽)	左副都御史	賴古堂集・閻小記 賴古堂尺牘	建福州天主堂碑記 (記名)	賴古堂詩鈔 燦山菴余	

の上にトドキ、『宋』のものにならぬやうな。やがてはんまに難しきりやうだはなづか。⁽⁴⁾」圓山へ近を寄れた呂留良(範
翁)は、古代には動物よつての「奇業」が重視せられたと述べ、時代が下つて儒者は「究理」をおのそかにするよりはな
んだ、山林の人達は必ずしも書を讀むやう、體現を功業に能く著すゝれども、最も功業を以て著述したる
だ。後世になつて、人材の用を以てやうじややあら、やむを得ず、薦勅を浪らやうりやがなべ、人々を書に託した。

聖人の道は博い、我は文を以て考へるに、晋代の儒者は、清談で、老莊があるに止まり、老莊の外は無学である。唐代の儒者は、流蕩で、詩詞があるに止まり、詩詞の外は無学である。即ち、宋代の儒者は、静正で、語錄があるに止まり、語錄の外は無学である。天下の事、天下の理、そのことわりがはなは多いのを知らず、儒者が理を窮めず、まさにこれ（窮理）を何人に委ねるのか。この書（『古今類疑』）を著し、この書を伝えるのは、どちらも世の中に大いに功があることなのだ。⁽⁵⁾

では、学問を無力なものにしてしまい、本来、学者になるべき人材をあたら「腐儒」にさせているのはいつたい何か。禁書『桙亭五議』の著者陸世儀（道威、桙亭、尊道、一六一一一七二）は、「虚文」を尊ぶ知識層の風潮こそが、その元凶だと考へる。『陸桙亭先生文集』の中で彼は、教育を取り上げる。「教育のやりかたは、必ず実学を遵守すべきであり、〔そうすれば〕仁義はしだいに磨かれる。いたずらに、虚文を尊んではいけない。〔こうして〕その習わしを正すのである。⁽⁶⁾』陸世儀は『思弁録』卷一二においても、官吏登用に際して「虚文」をもてあそばず、有能な人材を推薦すべき事を強調する。「推举においては虚文を尚んではならず、その實質を上疏すべきである。その人が才徳を兼備しているか、或いは徳があつて才がないか、或いは才があつて徳がないか、或いはその才はある事に長けているが、ある事には欠けるとか、何の職務には任命出来るが、何の職務には任命出来ぬとか、皆いちいち列挙し上疏すべきである。臣位の大小に限らず、巧みな点があればすぐに推举する。「こういうのが」多ければ多いほど善いのだ。」推举された者で、特に優れた人には、「天子」が面接を行い、「役に立つ者は抜擢して用いる。役に立たぬ者は、やめて帰らせる。ねがわくば前述の弊害をなくして、実効を取めんことを。」陸世儀がいう「前述の弊害」とは、何よりも先ず科挙を重んじ、資格に拘ることであった。作文の能力だけで資格を得て、官吏登用の道が開けるのは、おかし

い。他のさまざまな実務能力をきちんと評価してこそ、社会に有用な人材が得られると、陸世儀は主張したのであつた。

清初の朱子学者呂留良（莊生、用晦、晚村、一六二九—一八三）もまた、「空虚」な文章は、儒学を滅ぼし、人心を退廃させ、国の衰退を招くと考えた一人であった。彼は言う、「程子が言うには、今の学には三つあり、異端はあずからない。【その三つの】一は訓詁、一は文章、一は儒者「の学」である。余が按するに、今は、儒者「の学」が天下に絶えたというだけでなく、「ここに挙げた」文章、訓詁は皆、学と名付けることは出来ないので。なお、残つてゐるのは、異端だけである。昔、文章と言つていたのは、蘇軾・王安石の類だつたし、訓詁といふのは、鄭玄・孔安國の類だつた。今、そのような人がいるだろうか。だから、【文章・訓詁を】学と名付けることができないのだ。」⁽⁸⁾ 彼は、吳応箕（風之、次尾、一五九四—一六四五、著書△樓山堂遺書▽は、乾隆禁書。明軍の敗戦を鋭く分析した「兵事策」を書いており、前稿の明代「実学」派士人に追加すべき人物）の言葉を紹介する形で述べる。「次尾（吳応箕）は、当時（万歴末）の通俗な語句を、文章を書く上での禁句にした。且つ、「彼が」言うには、これらの惡習は、ひとりふたりの「空疎」な人物が、幸運にも「名声を」勝ち取ったために始まつたのである。後の「士人が」無学無識なために、「惡習は」さまざま相（すがた）で踏襲され、日と共に増し、月と共に盛んになつた。今の惡習は、最も甚だしい。經史が何物たるかに無知であり、辞句の彩を飾ることに練達せんと欲し、俗な話や、冗談に出ざるを得ず、臭穢に堪えない。」「嘗つて「わたくしは」次尾の謂わんとした『義』を取り、家塾での戒めとした。その「空疎な」詞句や字法の多くは、記載するに及ばない。今、およそ何にでも合わせられるいやしい調子をここに挙げると、云々の如しだ。このような腔板（芝居のリズム）をことごとく挙げることは不可能だが、類推できよう。乳臭い小兒

にいたずら書きをさせるなら、このようであろう。定めし生まれついての下枝（凡人？）なら、きっと世に出ることも「害毒を流すこと」もあるまい。「ところが」いい年をして、髭長く顔に皺のある者までが、やはりこの程度の見識だとは、どうして恥ずかしくないだろうか。然るに「科挙の」選考をする者は、文章の密な妙所、文体の濃さを選抜方法とし、また、従つてこれ（俗惡な文）をますます助長する。それが後に起こす惑いや誤りは、小さくないのだ。是非が分かり、不善を憎む心のある者は、試みに吾の言を思えば、必ず断然このようなことをやらない者がいると知るだろう。⁽⁹⁾

実学を提唱する士人たちの批判がかくも集中する「虚文」は、何故文人社会で生き延びるのだろうか。呂留良は、《呂用晦文集》の中で、科挙制度がそれを支えてきたと述べる。科挙の「試験科目が、八股文によつて士人を採用するようになつてから、人はどの本を読めば良いのか分からなくなつた。枕元に隠す「虎の巻」数巻の書籍を搜すのが、「科挙の」一科目に過ぎなくなり、身分の貴い人の仕事に過ぎなくなつた。」合格する為には虎の巻を搜しさえすれば良いという風潮が上層社会に蔓延し、学問の本筋は置き去りにされたのである。呂留良は続ける、「悪賢い者は、頭や尻尾を切りとつて勝手に一門のたぐいを立て、ごく僅か「の知識」を受け継ぐ。にわかにやすやすと官職を得て、高車大馬「を乗り回し」、村里に誇りかがやかす。嗚呼、苟くもこのようなことで良いのだろうか。どうして互いにつとめず、ことごとく凡庸な腐れ儒者にはしり向かうのか。思うに、始皇帝を今日蘇らせるならば、きっと天下の八股文を搜して焼き尽くすであろう。則ち秦の皇帝は、孔子の功臣にもなり、まことに千古の一大快事となるだろう。⁽¹⁰⁾」呂留良は、出世のための経学知識の切り売りや八股文の作文練習は、ただ「実学」を衰微させ、知識人を「空疎」に導いて來たに過ぎぬと憤る。曾て焚書坑儒をおこなつて学問の弾圧者と言われる秦の始皇帝ですら、今日蘇つ

て一切の受験参考書を焼き捨てるならば、むしろ儒学にとつての貢献者と称えられると言うのである。彼はさらに、吳応箕の言葉を引いている。「吳次尾が、万曆末の士人をそしつて言うに、科挙の試験場を離れると、「これらの士人たちは」宇宙になお何の本があるか知らないし、これこれの「本の」著者の前に、なお、どんな人がいたかも知らない。『美学』の衰えは極めてひどく、挽回が難しい、と。近ごろの風習は、なお、またこのようである。己丑（一六四九）壬辰（一六五二）、乱れた煩わしい「氣風に」戻ると、これを純正に返そうと、多くの老學好古の士が、ことさらには詩文の品と力を強くした。乙未（一六五五）以来、「彼らを」『模範先民』（模範的先駆者）と名付けたが、実際は空疎であまい俗習にはしり、その理解している『理』や、その基本とする『法』は、万曆乙未（一五九五）の『円俗機鋒』（社交の俗世にあつて、心氣の向かう切つ先は鋭いこと）を凌ぐことはできない。いわんや、嘉靖（一五六二・六六）・隆慶（一五六七一七二）以前の『まがき』を窺うことはできないのである。⁽¹⁾ 呂留良は、こうした俗流にはしる士人たちを「庸腐之儒」と呼ぶ。八股は、たしかに受験のための俗悪な作文をはびこらせたが、八股が登用試験で行われた何百年もの間、理学を修めた大家も出たし、名将や名臣もいたのである。だから、科挙の弊害をすべて、八股におしつけるわけにはいかない。「成化（一四六五一八七）弘治（一四八八一五〇六）までは、科挙の文章では、『理』が勝っていた。嘉靖（一五二三一六六）隆慶（一五六七一七二）間は、『文』と『理』が平衡した文章だった。万曆（一五七三一六一九）から天啓（一六三〇一二六）崇禎（一六三七一四四）になると、『文』が勝ち、純粹に『文』だけの（理が無い）文章になつた。⁽²⁾ 科挙の文章で、『理』が勝っているときは、国は良く治まっていて平和である。『文』が勝つと衰える。『文』だけになると国は乱れる。呂留良は、こう考えていた。

一番の弊害は、儒者が「庸腐」に安んじることから来るのでだ。一六五八年に書いた文章で呂は云う、「今天下に、

人心を壊し、教化を乱す者が若干名いる。この者を除けば、強い国にすることができる。奸民・窃盜は、この中に入らない。天下に事業を損ない、衣食を消耗する者が若干名いる。この者を除けば、富める国にすることができる。冗兵・濫員は、この中に入らない。「入るのは」庸腐の儒だけである。先王は、学校をたてて儒者を養つた。だが、廉腐だからということで、これを養つたのではない。学臣に督學させ、師長に訓えさせ、礼儀を習わせ、庸恥の氣風をもたせ、聖人の書でなければ読まず、周敦頤や程兄弟の理でなければ従わなかつた。だから、小を謹み、微を慎しむのを庸といい、全てに逆らつて闊歩するのを腐といつていした。ところが、今いわゆる庸腐は、そうではない。官吏の庭に、肩をぶれ合い、袖をつらねているのが、儒者である。下役の門に、頭をながめ合い、踵を接しているのが、儒者である。行いは庸に安んじ、心は腐に安んじ、章句を分けるに及んでは、筆を握りしめて、智は尽き、能力はどうしく、縛られた囚人のように窮する。庸腐というほかはない。先王は、「儒者が」庸腐だからといって、これを養つたのではない。庸腐にどうしても流れてしまふのならば、どうして立法によつて善を尽くさないでいられようか。呂留良は、儒者が出世と保身だけを望み、行いが凡庸で、心が腐敗している状態に安住している現状では、法的に排除する外はない、と断定する。

先の『古今釈疑』においても、八股文がひとつのかげになる。康熙二八年（一六七九年）にこの本に序を寄せた馬教思は、「古に拘泥して、かえつて古を論ずることを知らない」士人の輩出が科挙の受験勉強に起因することを述べ、満人首脳が漢人知識人を締め付ける為に行つた清初の科挙中止を、むしろ歓迎している。「癸卯秋（一六六四年）詔により八股を廃し、策論によつて士人を採用した。一時、諸生はことごとく古のことがらを究明するのを仕事とし、為すところ質実であった。」『古今釈疑』は、この八股文の一時中断をきっかけに誕生する。「余は素北（方中

履）にこう言つた、近ごる考るに、經・史・天文・地理の諸学は、其の書物に系統があつても分類はなく、引用があつても解釈がないのをうれえる。「これは」後學の者に大いに不便である。余はいちいち区別して細かく分析し、一つの事についてこの源流・訓詁としたい。例えば、天文ならば、經星、緯星、日食、月食、閏の方法、歲差を、類を追つて詮議・解釈する。傍引が錯綜していれば、先儒や、自分の考えによつて判断し、用語が平易になつてもよいから、明白を期し、引用が詳しくなつても、的確を期す。これを名付けて、△古今經濟本末△と言おう、君、良いだらうか。わたしを助けてくれるものがあるだらうか。素北は言つた。君を、△古今眾疑△の議論で助けよう。余ははじめてその書を見ることができ、「言つた。内容が實にいい。方君のわざかな業績〔と謙遜するこの書〕」ですら、わたしにはほとんど君を知らなかつたと言わしめるほど「すばらしい成果」だ。だが余と君は、朝夕相従つてゐるのに、なお未だ君の著述の奥義を窺うことができない。いわんや、四海の遠い人のごときは、どうだらうか。君、これを藏して名山を知己としても良いのか。」それから二年して、八股文による登用試験は再開された。方中履の友人は、一六七九年（康熙一八年）の春に応試する。「素北が書を持つてきていには、故孰（安徽省當塗県）の太守楊公がわたしの書の閲覽を求め、且つこれを刊行したいといふ。余はそこで笑いを禁じ得ずこういった。太守は、政務が忙しく、会う約束をしても暇がないのに、清俸（官吏の給与）でもつて君のために、書籍の版本を都合するのか、と。又、いくらもたたぬ内に素北が、諸公の序文をもつて來ていうには、書はすでに版刻された、専ら君の序文を待つだけだ、⁽¹⁵⁾と。学者一家として名高い方兄弟だけでなく、周圍の友人、士人、清朝の官吏など多くの知識人が、「実学」を旨としたこの本の刊行を待ち望み、費用を工面し、序文を寄せ、愛読者となつた。清の支配下でも、明代以来の「実学」を支持し、諸科学に関心をもつ文人層が確かに存在したことを、この序文は証言している。

これまで見てきたように、学問の危機を儒学内部の崩壊という視点で捉え、そこから、「実学」と対称を為す「虚文」に批判的を絞り、「虚文」を支える科举制度に諸悪の根源を見いだした在野の「実学」派士人の態度は、基本的に明代「実学」派の学問觀を受け継いだと言えるが、体制内にいた明代の士人たちが言及し得なかつた、官僚リクルートの根本的な改革を大胆に打ち出した点に斬新さが認められる。試験制度そのものの告発という、この新機軸は、亡國に次ぐ異民族支配、満人王朝下での科举中断といった、非常事態を経て初めて可能となつた体制批判であり、しかも自ら仕官の道を断つた知識人だけに、彼らは批判の矛先を、鋭く社会の支配層へ向けたのであつた。

士人の儒学的教養の形骸化・世俗化に対する反省とはやや違つた方向から、「実学」のありようを考えていた在野の禁書著者もいる。孫奇逢（啓泰、鐘元、夏峯、一五八四—一六七五）は、その存命中にはやくも清朝の忌避にふれかけた禁書著者のひとりであるが、△夏峯先生集▽の中では、文官と武官の分業が「中朝」の守りを弱めたと述べ、そもそも学問を修める者は、軍事にも精通せねば、役に立たないことを強調する。彼は、明末に反政府の都市攻撃で、「兵民の餓死する者は半数を超え、人を殺して喰らいあう」（河南左布政如星梁公墓誌銘）状況を随所で目撃した。また、明滅亡後には、「義にそむいて」長江を渡つて南下してきた「大兵」（清軍）に抵抗して殺された、あるいは自ら命を絶つた文人たちの最期を深い共感をもつて書き留め、まさに動乱の現場に身を置き続けた思想家である。「文と武は、本来は区分がない。これを分けたのは、兵と民から始まつた。兵と民を分けて統率したので、将官と官吏がついに分かれて統治し、軍属と文人はついに分業したのである。そのために、弁舌の人と、武術の人は、軽んじられたり重んじられたり、状況でさまざまにかたむき、あわせて、袂を左右に分かつにいたつた。ゆえに、平和なときには、軍の総大将が小役人の鼻息をうかがい、乱世には、猛将が儒者の性命をおさえてののしつた。財物、兵器、守

城、攻戦と、次々に互いに争うが、互いに見習うことはない。国家は、文武を頼みとして重んじるのに、どうしてこのように、しおぎをけずるのか。⁽¹⁷⁾ 孫奇逢は、文武両道に秀でた人材のみが、「社稷臣」（國家の安危に任じる臣）となり得ると考えていた。一六二〇年代、明代「実学」派士人と同様に、北辺拠点の陥落をじりじりしながら見ていた彼は、長年の友で、軍事的才能に優れていた鹿善繼（一五七五—一六三六）や孫承宗（一五六三—一六三八）（いずれも前稿の明代美学派士人一覽に記載）こそが、この「社稷之臣」として、明朝「中興の大機」を担ってくれると期待を寄せていたのだった。しかし崇禎年間に、このふたりは、長城から侵入してきた滿州族の率いる軍隊によつて無惨に殺され、孫奇逢のふるさとである容城（河北省保定府）もまた、一六三五年滿州族に包囲された。孫は、「邊患は、日一日と甚だしく、邊備は、日一日と弛み、人心は、日一日と壞滅する」（范質公に復す）と述べ、一六三八年以降の状況を、尚、「言うに忍びようか」と慨嘆した。

しかし孫奇逢は、「亡國」の現実を、現在の中国に生きる自分達の責任として受けとめていた。「僕は曾て謂ったが、『世界』が壞滅するのは、人心がそうするのだ。試しに今日の『世界』を觀よう。今日の人心を問う必要はない、今日の人心を觀れば、もとより今日の『世界』が有るのは当然のことだ。⁽¹⁸⁾」孫奇逢は、過去の良き世界に拘ることなく、さりとてつかみどころのない未来の世界に望むでもなく、現在の一瞬一瞬において、おのずから有る「当然之道」に全力で邁進しようとした。ある時は、地域の自衛のため、彼は武器を取つて立ち上がる。「器具を備え、弓矢を備えた者は、十人のうち五人（全体の半数に達するようとする）、衣服や帶は、緩くしてはならぬ。銃砲を持つ者は、火薬や弾丸が決して不足してはならぬ。同志のうちで、勇気や力に乏しい者や器具が少ないと有れば、あるいは、弾丸や火薬などの物をたくさん備える。總じて言えば、各々一点を準備し、みんなで心を共にして、一身一家の

ようには防御を図れば、まさしく、等しく患難を救うことができよう。⁽¹⁹⁾ 明軍の防衛は頼りにならず、満人と反政府軍、それに盜賊・山賊の攻撃にさらされる河北にいた孫奇逢は、一六三八年故郷に見切りを付けて、一族と共に易州の山中に移住してたてこもり、明清交替期を過ごしたのである。ある時はまた、彼は悲惨な歴史の証人たらんとする。親友鹿善繼が、一六三六年（崇禎九年）、すでに国号を清としていた滿州族の侵入軍に殺された時、「その死は、無慘であつた。三太刀と一矢によつて地に昏倒し、なか一日おいて、息が絶えた。そのうえ、衣服はことごとくはぎ取られ、三日たつて浅く土がかけられた。兵は、家人が見に来たのを退けたので、とうとうかりもがり（屍を衣でおおうこと）が出来なかつた。秋から冬にかけてはじめて、棺は川沿いの村の茅葺きの家に帰つた。髭や眉は皆落ち、肢体も残つたのは僅かだけ、あるのは朽ちた骨ばかりだつた。ああ、痛ましいかな。⁽²⁰⁾」と祭文に述べたように、孫奇逢は明朝に殉難した士人たちの最期を、それも実際に武器を取つて戦つた文人の奮戦を、とぎすました簡潔な文章で記録している。

「武」に破れた時に、孫奇逢は「史」を拠り所とする。「甲申の難（一六四四年の明滅亡）」でわが郡は千古の異慘、また千古の異烈となりました。僕は、密かに執筆してこれを記憶し、この一段の遺史を保存したいと思ひましたが、耄碌し凡庸です、足下が、身は患難の中にあって、当日、諸卿神大夫・婦女の慘死の状況を親しく見られたのには及びません。董狐の筆（春秋、晋の史官董狐が、はばかることなく直筆した故事）は、古を学び得るところがある者でなければ、いつたい誰が「同じような成果を」望めましょうか。日月は迅速です。一時的に信じられたことが、またたく間に疑わしく誤った伝えとなり、すでに久しくなると、ついに眞実が失われてしまいます。この「明滅亡」を記録する」とことは、速くしないといけませんし、また仁人君子が上天にむくいる一心からなのです。」孫奇逢が、自ら「史」

の語り部たらんとしただけではなく、友人にまですすめたのは、元を滅ぼし中華を再興した明の太祖が「元史」編纂を命じた際の、「國は滅ぼすことはできても、史を滅ぼすことはできない」という言葉を、まさに明滅亡の逆境において漢民族の指針としたからであった。この時代に文化のさまざまな分野やジャンルで亡国の「史」を伝えることを使命とした禁書著者は、実学派士人以外にも多いが、孫奇逢はそれまでの中国史全体を視野に入れて、一王朝の興亡位ではびくともしない骨太の歴史観をもつており、彼の文武両道の「実学」観がしっかりととした理論に支えられていたことがわかる。

(二) 科学への関心

在野の実学派士人は、明朝が続いていたら官職を持ったであろう人も含めて、学問を続け、後に禁書とされる著作活動に打ち込んだ。江蘇省太倉出身の陸世儀は、二十代には儒学と武術を修め、一六三三年には二一才で秀才となり、翌年には軍事書『八陣發明』⁽²²⁾を書いたが、水利、農学、地理、天文など、科学への幅広い関心を示した。彼は、道徳や「良知」の議論よりも、積み上げの効く「度數」の学の方がやりがいがあると思っていた。格知の説について問われた時、彼は次のように返事している。「天下の事で慮んばかりに知ができるとすれば、心性・道徳です。必ず学んでから知るとすれば、名物・度數です。もしも天文の事だけでも、やはり儒者はそうだと知るべきで、星辰のやどり、七政の運行は、必ず勉強し圖を修めた後でわかるのです。純粹に良知にたよって知を致す（知識を推し広める）ことができるかといえば、そうではありません。究理の二字は、『致良知』を得なければなりませんが『致良知』の三字は、『究理』を得なくてもよいのです。」⁽²³⁾ 清初の「乙酉（一六四五年）予は既に儒業を捨てた」と言い切

る陸世儀は、それに先立つ明末崇禎年間に、仕官の意を絶つていた（同郷の毛天麒一六六二年の序文による）。陸は元の農業生産を振興するため、自由な立場で多くの提言を行う。因作を救うには、水利の整備、備蓄、加派（正額以上の賦課）の撤廃、の三点が必須と考えていた彼は、明代実学派の成果を巧みに取り込んで、治水に努めた。彼は、蘇州・松江・常熟・杭州・嘉興・湖州の会計と折衝し、この「六郡」が共同出資して太倉一年分の「漕糧」を肩代わりし、その費用で、太倉に「開河」する計画をたてた。陸世儀は、「測地」には「西学」の「幾何用法」を勧め、「開河」の要是「算土」「派工」にあるとみなし、「算土」では、徐光啓が上海県にだした条例を尊重した。「派工」では、人員を募集して圩長（水田や低地の土手の責任者）に工事を監督させ、地主が米を出すようにした耿定向（在倫、楚侗、一五二四—一九六）の方針を採用した。

有効でありさえすれば、先達の業績のみならず、外国の方法でも採用する陸世儀の実用主義は、明代・清代の実学者人に共通した特色であった。この柔軟な思考は、天文学でも發揮される。「歳差は、年々差があつて、仮に今年の冬至太陽が箕（いて座）三度にあり、翌年の冬至に太陽がやはり箕三度にあつても、その間すでに秒の僅差がある。そうなるわけは、天の運行と太陽の運行が、それぞれ違うからであり、その間きつと過ぎたり及ばなかつたりするからである。ただし、差ができるのははなはだ微妙で、久しく積算してから古曆に四十年で一度の差とするのは、過度に失したのであるし、百年で一度の差とするのは、及ばなかつた理由がわかるのである。ただ、大衍曆（唐の玄宗の時、僧一行が勅命を受けて作った曆）は八三年を、紀元曆は七八年をもつて近似「値」とする。また、近ごろ西学が、年に約一分五十秒違うとし、約六六年八ヶ月で一度の差と云う精密さには及ばない。きっと欧羅巴人は、君臣とも天に心を尽くし、終年測驗をするのだ、だからこのように精密なのだ。」陸は、「西学が日・月食は、地球の影にさ

えぎられて起ころうというのもまた理にかなつてゐるようだ。」と述べ、続けてこう言う。「近ごろ西洋の望遠鏡によつて、これをうかがえれば確かに月である。今、地球の影によると説く者が曰うには、日の体は地より大きく、地の体は月よりも大きい、故に日光は月に及ぶことができ、月の光は毎度地によつてさえぎられる。さえぎられたり、さえぎられなかつたりするのは、地から遠くて、中間には空のところが多いからである、⁽²⁵⁾」⁽²⁶⁾ 彼は、「学者は、ただ虚心に理を観察し、先人のできあがつた説にとらわれてはいけない」と、考えていた。儒者の「虚理」に執着してはならないといふ。彼は、新しい考え方に対するそれが「実事」に合致すれば、何の抵抗もなく取り上げて行こうとしたのである。彼は、ヨーロッパ人が占星をしないことについても、評価する。「西学は、決して占星を言わない。その説は、日月の食、五緯の行には、皆常道、常度があり、どうして吉凶の根柢と為すことができようか、というのであるが、これは、とくに理に近い。」彼自身は、星命家のように五星の恩仇や五星の運行が人の運命に関与することは思わなかつたものの、「交食」「陵犯」など「氣運」に属することは、国家や民衆の安否にとって、全く無関係ではないと考えていた。しかし、彼は中国の伝統的な「氣」の考え方を拒絶する異つた文化があることも充分理解していた。

山東省青州（臨淄県）出身の薛鳳祚（儀甫、一六二八—一八〇）は、一六四六年に来華したポーランド出身のイエズス会士スマゴレンスキー（Jean-Nicolas Smogolenski 穆尼閣、如德、一六一一—五六）に協力し、天文学、曆学、占星術、医学、軍事学の広い分野をおおう大著『曆学会通』（康熙年間刊本）を出した。『清代禁書知見錄外編』によれば、卷首に次いで、正集（法數部）は、太陽太陰經緯法、五星經緯法、交食法、中曆、弁諸法異同、正弦、対数表などを收め、續集（致用部）は、三角算法、樂律、法律呂部、医藥、占驗、水法、火法、師學即師城・師營、外集（放徵部）には、授時曆・元授時・明大統即天步真原曆法部、回回曆、新西法選要（大題天学会通）、時憲曆即蒙求、

天部真原、日食、日食原理、世界部、日食諸法異同図、經星性情、七政性情、恒星性情などを収めている。ただし、禁書リストが出来た乾隆三十年代末には、この類書はもはや完全な形で残っておらず、本はあつても書目になかったり、「外集の前後は誤りや脱落がもつともひどく、査考も容易ではない」と記されている。⁽²⁷⁾ ここにおさめられた▲天歩真原⁽²⁸⁾は、「天の歩み」を示す本として、その中の「曆法部」のみが後に梅文鼎（定九、勿庵、一六三三—一七二二）の修訂を経て「四庫全書」に入り、禁書とは別の扱いを受けた。清初の「楊光先事件」でも争点となつたように、本書で扱われた日食・月食の推定、春分の予測、黄道・赤道の測定は、朝廷の儀式に関わる欽天監の重要な項目だったから、「崇禎新法」に則つた上で三角法を導入したこの▲天歩真原⁽²⁹⁾「曆法部」は、乾隆帝の藏書に入ったのである。▲天歩真原⁽²⁹⁾の「人命部」については、橋本敬造氏の著書▲中国占星術の世界⁽³⁰⁾に「ヨーロッパのホロスコープ占星術」としてくわしい解説がある。スマゴレンスキイの居住した南京を規準にして天球を十二等分した「ホロスコープ・チャート」は、十二の「宮」（ハウス）からなり、黄道十二宮及びその支配者たる惑星とつながつてゐる。人の出生と「宮」の位置は、運命や気性にどう関わるか、天体の現象が家族や国の吉凶にどのように関わるかを述べたこの「人命部」は、当时代中国に派遣されたオランダ東インド会社使節が、中國の二八宿による占星術を「ひとかけらの良識もないし、合理的な根拠は何ひとつない」「中国人の馬鹿げた迷信」と批判したにもかかわらず、実はアラビアやヨーロッパでも類似の考え方があり、それが中国にも紹介されたことを告げる貴重な資料である。

方中履は、明末清初の動乱で健康を損ね、学問の蓄積も記憶も失つてしまつたと述べながらも、湖畔に「稻花齋」を築き、「ただ農夫・野老と桑麻の話をして晴雨を較べ、余生の樂しみとする。遺民の志は、このようなものだ」と、悠々自適の研究生生活を過ごした。その思索は、「天地之形」「雲雨霜雪雷電之理」「曆法」「運氣之法」「医学」など多

方面にわたり、長兄の方中徳（田伯、依巖）、弟の方中發（禁書△白鹿山房詩集▽の著者）たちから、「実学」は、方中履の△古今私疑▽にこそ在りと賛嘆された。「象數・物理」が好きで、次兄方中通から「泰西の諸書および律曆・音韻・九數六書之学を好み、素北（中履の字）が読まない本はなかつた」と言われた方中履は、朱子学にも「西学」にもとくにこだわらず、興味のおもむくまま自由に発言している。「天地之形」については、「天が地の外を包み、地が空中にいる」という考え方は、古代から中国にあり、「地は氣の津でありあつまつて形質をなす」というのは、その東を剝い風にくるくる回したのである。故に、高く空に浮いて落ちない」と朱子も言っており、「中国の説にもともと明らかになつてゐることが分かる。」しかし学者がよく学ばず、「泰西胞豆之喻」を聞いて驚いてゐると述べ、次にイタリア人イエズス会士マッテオ・リツチ（利瑪竇、一五五二—一六一〇）の言葉を紹介する。「地と海はもとより円形である。あわせて一つの球となり、天球の中に居る。……予は、泰西から海に浮かんで中国に入った。昼夜水平線に至り、すでに南北二極を見たが、皆平地にあって、ほぼ高低はなかつた。道を南に転じ、大浪峰を通過した。すでに、南極を見て地〔球〕を三十六度出たが、大浪峰は、中国と上下あい対待していた。吾は、その時ただ天を仰ぐと上にあり、これを下に視ることはなかつた。故に、謂うに地形は円く、周圍にみな人がいるといふのは、正しいと信じられる。⁽³⁰⁾」

「曆法」においても、方中履は柔軟な態度を持ち続ける。「曆法は、必ず定めることはできない。ただ、隨時測驗をして天に合うことを求めるのだ。」彼は、不变の暦などというものは、ありえないと断じる。薛鳳祚の△天歩真原▽を引いて彼は言う、「薛儀甫の天歩真言に曰く、今泰西の法は一層精密であり、おそらく、数種類は中土（わが国）が及ばないものがあるだろう、⁽³¹⁾と。」その数種類とは、経星の度差、古今における「十二の」宮の区分の違い、月将

の差、節氣の差、三角法による推歩の違い、測景の違いであった。ただし、方中履は、自然現象（雷電、虹、霞など）に関しては、イエズス会士——彼がしばしば引用するのは、ウルシス (S. de Ursis) 熊三抜、一五七五—一六二〇の言葉である——の四元説による解説にあまり賛成していない。ジエズイットが紹介したヨーロッパの四元素（火・空気・水・土）はそれぞれ別の物質で、中国の五行のように氣から生じ氣に還元されることはない。「熊氏」は、雷について四元が活発に動いて凝集し、破裂すると雷鳴になり稻光は火の光だと説明しており、陨石や霹靂も同じ理屈だとするが、方中履は、これらの現象を一氣から成る陰氣と陽氣のはたらきと考える。つまり、雷だけ鳴って電光がないのは、陰氣が上で薄く、下で厚いというのである。反対にもし陰気が薄ければ、陽気が出易く、電光が見えて、雷鳴が聞こえないとする。⁽³³⁾

呂留良は、「儒臣は理を守つて數を知らず、曆家は成法に固執して變化消息の道を知らぬ」と述べて、曆法に深い関心を寄せた。呂が暦を慎重に定めるべきだと主張したのは、ちょうど一つの王朝の歴史が後の時代の人にとって、その王朝の政令や成法の、得失や粗密を知るための鍵となるように、一代の天文もまた、その時代のレベルを示すからである。「今発刊している天文志は、おおむね遠西曆書のうちの一、二種であり、これに鄭端簡（鄭曉、一四九九—一五六六）の天文記述をまじえ、拾い集めて本にしている。「こうしたやりかたは、天文志に慎重だった」先朝の元來の法を、遠く越えるものだ。……天下の後世の人が、これによつて先朝の法にぬれぎぬをさせたら、その罪はどこに帰するのだろうか。」⁽³⁴⁾呂留良は、明朝末期に皇帝がヨーロッパの曆法を翻訳させ、改曆しようとしたことを良く知っていた。彼は、「遠西」の技術に興味を示しており、決して頭から「西洋曆」を否定したわけではなかつた。しかし、彼は清朝のように「旧法」を捨て去るのでなく、くわしく計算し、照合し、長い歴史をもつ中国の天文記

録をも検討してから、改曆に踏み切るべきだと主張したのである。

「実学」を推進しようとした学者、それを支援し、「実学」の書を愛読した士人は、清代にも多かった。しかし、前朝の「遺民」として研鑽を続ける禁書著者の環境は、明代よりも悪化していた。明代の「実学」派士人は、政府の中権にいる保守派にさえぎられて彼らの主張を政策に反映させるのに失敗したとはいえ、「富國強國」「民生日用」を旗印とする現役の技術派官僚として最新の情報を入手し、国の予算と人員を使って、観測・実験をおこなうことが可能であった。前章で見たとおり、明代の「実学」派士人たちは、北は長城以北から、南はマカオまで全国的なネットワークを持ち、「西学」を検討し、曆法・火器・水利を改革し、貿易品や新技術も刻々と取り入れていた。

しかし、清初の在野の士人は、明代以降の情報ルートをほとんど持たなかつた。新しい知識や書籍を得る範囲は限られていた。明代実学の貴重な先駆的な業績は、戦火とともに四散し、それを基盤として次の段階をめざすことも困難であった。陸世儀は『思弁錄』の中で言う、「西学には、幾何の用法があり、崇禎曆書の中にこれが入っている。おもうに勾股（直角三角形）の法を詳論したものであろう。勾股法は、九章算術の中にこれが入つてゐる。しかし、西学の精密なには及ばない。嘉定の孫中丞大東（孫元化、一一六三二、前稿の「明代実学派士人一覧」に記載、『東洋文化研究所紀要』一一五）は、更にくわしく注を付け、世におしひろめたが、精密を極めた。惜しいことに、この書物は、世に刊行されておらず、その学を窮めようがない。」彼らが首都にいたならば、あるいは、明代の実学派のように官職についていたら、清朝にとつて必要な分野についてだけでも新しい知識を得る機会があつたかも知れない。満人は火器や曆に必要な技術者を保護し、ヨーロッパ宣教師を官吏に採用した。「西学」の新しい情報は清朝を強化するのには役立つた。しかし、それは中国に住む人々の役に立てる為のものではなかつたし、「実学」それ自体

の發展を促すものでもなかつたのである。

これまで見てきたように、実学派の在野士人たちは、政治から自らを切り放した場で知的活動に専念し、またその立場から、すでに滅んだ明朝の病根を厳しく見据えた。しかし、「虚文」を排し、科挙試験の害毒を批判し、「実学」の推進のため異文化や技術導入に柔軟であつた彼らも、庶民とは一線を画し、士人としての社会意識を持ち続けた。

儒家あるいは朱子学者の立場から異端論争を行うだけではなく、民に対する規制を提議したこと也有つた。彼らの思想は清朝からは、「悖逆」とみなされ後世きびしく禁圧を受けたが、だからといって、生前の彼らが、規制する側にまわらなかつたわけではない。陸世儀は、朱注の「其の外誘を去り、其の真純を全うす」を取り上げて、少年の頃から賭博や芝居の「外誘」に負けて放蕩するのが最も悪いことだ（壞事）と述べた。子弟を教える立場にある者が、▲礼記▽の「姦声乱色、聰明を留めず。淫樂^{よど}歛^{とく}礼、心術に接さず。」を守つて清く持し、「父兄に非礼の戯をさせないようなければ、子弟は自ら、〔誘惑に〕耳目を接しようがない。⁽³⁷⁾」と記している。呂留良は、隆慶・万歴年間以後、朱子の學問をないがしろにする傾向が激しいのを怒り、「近來、巷にもてはやされている本は、いつそう淺薄で陋劣である。その上、それぞれの刊刻本を増改したのがあり、出版されればされるほど謬りが多い。しかも各々の流派は、經義を解さず、唯文字のみを窺い読んで、その簡便なのを取る。俗悪さはすでに極に達し、勢い変わらざるを得ない。〔だが〕変われば、かならずまた出るところは、きっと異端だらう。これこそ、わが道に心有る者が深く憂慮していることなのである。⁽³⁸⁾」と述べ、陽明左派をはじめ、明末清初の新しい思潮の盛行をきびしく非難している。

第二節 清代の実務派官僚

科举偏重・実学の欠如が中華の士人層を誤り、文官武官の峻別が國の守りを弱めたという、明清「実学」派士人による共通の論点は、明朝が滅びてしまった後では、単なる過去の解説に過ぎないものとなつただろうか。清朝になつても「遺民」の志を持ち続けた在野の実学派士人に対して、清朝支配の下で官職について禁書著者は、いかなる學問觀や職業意識を持ち得たであろうか。

清朝成立後、最初に中央官になった漢人は、年齢からも経験からも、すでに明朝で官職の経験を経た人が多かつた。しかも、政権奪取の戦いが一段落したとき、清朝政府が必要としたのは、武官ではなく、内政を担当する文官であつた。武官は、明代のうちに、當時漢人達が「建州夷」と呼んでいた入閥以前の清に降つた者も、さらによつて清代になつてから降つた者も、ただちに各地に派遣されて反滿勢力や明代以来の反政府軍を鎮圧する任務を負い、王・公の称号を持つた吳三桂（長伯、一六一二—七八）のような人物でさえ、清初の首都に滞在することはほとんどなかつた。清朝は、重病の場合以外には、降清の漢人武官たちが戦列を離れたり、辞職して引退生活に入る事を許さなかつたのである（武臣の出現及び清朝高官としての任務については、「武臣論」『東洋文化研究所紀要』六八所収）。さらに、乾隆禁書との関連でいえば、武官は清朝に対して多くの政策を提案したもの、進士出身者ではなく、したがつて個人の著者はほとんど遺さなかつたから、禁書著者となつた人は少なく、本稿の対象からはずれる。

これと対照的に、明朝の下で科举に合格した文官たちは、武官と違つて、北辺に防備を行つたことのない人が多く、たいてい明領地内で王朝交替を迎えた。降清後、文官の中には、地方官として激戦地に赴任する人もいたが、直

ちに京官として迎えられる人も多かった。特に、江南出身の大官僚には、文人として令名の高い人が多く、彼らの著書はほとんどすべて後に乾隆禁書のリストに入るのである。文官武臣は、戦火の静まらぬ中華において、異民族王朝の支配確立の為に、内政に腐心すべく任務を負った。地方官であれ、中央の京官であれ、文官武臣の仕事には、財政と、司法と、軍事の三本柱が、常にについてまわった。武官たちが、満人指揮官の指示通りに武力鎮圧を行えば良かつたのに対して、文官は、戦乱で荒れ果てた各地で、犯罪と飢餓に追い打ちをかけられた同胞を、経済再建と秩序回復へ導かねばならなかつた。しかも、言語も風俗も異なり、武力だけが突出している新支配層滿州族を宥めつつ、漢人社会システムを守ると共に、反滿反清運動を続ける曾ての同僚の士人たちに対しては、清官として容赦無く取り締まるという困難な責務を担つていた。

蘇州（江蘇省）出身の金之俊（豈凡、息齋、一一六七〇）は、明末には、兵部右侍郎として首都防備にあたり、李自成軍の拷問を受けた経験を持つ。生家が江南の吳江にあり、代々漕運業を営んで来たという金之俊は、降清後すぐに漕運行政に携わり、工部尚書、兵部尚書、吏部尚書を歴任する。彼は、自分も含めて文官武臣たちが、順治五年七月十四日（一六四八年九月一日）の上諭によって清朝の六部尚書に任命されたことを著書△息齋文集▽に記している。「△」に、「陳」名夏等七人は、廷議によらず天子のおぼしめしによつて選抜された。一日にして中央各部と各院の長官に抜擢されたのである。満人官僚と同じようみなすというのは、すなわち、すでに「長官と」なりうる「名」を与えたので、あわせて、そうなりうる「実」を賜つたのである。「長官と」なりえたのにその能力がないのは、おそるべきことである。すなわちまだ必ずしもほんとうに「長官と」なりうる「実」がないのに、またすでにその「名」にいるのだ。その「実」がないのに、その「名」にいるのは、いつそうおそるべきことである。すなわち、諸臣はなお

かこつけて次のようにいいうことができる。邦國の大事はおのずから有る、このために長官が任じられるのだ、と。⁽³⁹⁾ 满人王朝が政権奪取以来、くりかえし公言してきた「満漢同視」が、漢人大臣任命によつて一見「実」を結んだようであつても、大臣の「名」のもとに、きびしい義務のみ課せられることを金之俊たちは熟知していた。実務派として、仕事の能力については、自負にあふれていても、実権は、満人会議が握り、自分たちの手はない。

異民族の下で、大臣に任命された自分たちは何をすべきか。金之俊は、六部と都察院の長が負うべき「邦國之大事」を次のように簡潔に要約する。「官吏の升降は公正さにもとつてゐるか。(吏部尚書陳名夏)／国計民生に偏つて退けたことがあるか。(戸部尚書謝啓光)／典章礼樂にまだ備わつていないことがあるか。(礼部尚書李若琳)／天子の六軍が強くなく停戦がのぞめないか。(兵部尚書劉余佑)／五刑がまだ公平でなく、牢獄に冤罪の民がいるか。(刑部尚書党崇雅)／或いは国庫が工作ですりへり、(工部尚書金之俊)／或いは綱紀が台憲において弛んでいるか。(都察院左副都御史徐起元)／すべてこのよなことは、「われら」諸臣の責任である。故に曰く、漢官が「正卿」(正規の長官)となりえたのは、諸臣から始まつた。感にたえず、いつそうおそれたえない。⁽⁴⁰⁾

武臣大臣は、詩文集の中に漢民族である自分達が、满人王朝の中で感じる違和感や恐怖と共に、任務の中身を就任早々しつかり書き連ねることができた。彼らが明代に培つた知識と経験の蓄積は、万里の長城を数年前に越えて来たばかりの満人の朝廷においては、際だつていた。実務に關しては、清朝は彼らを政府の中枢に据えるほかなかつたのであつた。順治年間から康熙年間の始めにかけて、文官武臣たちは、行政担当者として中央でも地方でもめざましい働きをみせる。彼ら自身もしばしば、流浪や入獄、左遷などの波乱を経るのであるが、その陰の部分すらもほとんど消してしまうほどの政治活動を繰り広げる。

(1) 官僚業務

△徵
稅▽

明代には、薦遼總督として滿州族の南下に対抗し、山海關から居庸關に至る長城の防衛責任を負った王永吉（一五五九—一六五九）は、先に挙げた金之俊と親交があり、△息齋文集の中でも王鉄山と呼ばれて繰り返し登場する江蘇出身の文人である。彼は、清代に入つてからは、大理寺卿、戸部右侍郎を経て、刑部尚書、国史院大学士、吏部尚書を歴任した京官武臣であつた。軍事経験も豊かで、とりわけ農政全般にわたる専門家だった王永吉は、明代から農地測量や水利行政に携わる一方、清朝の下でも苛酷な徵稅にあえぎ、災害になすすべもなく翻弄される農民の現状をくりかえし上奏し、重点的に次の五項目にしづつて徵稅改革案を出した。

一、政府と農民の間に介在する「中飽」（私腹を肥やす奸臣）が、私的に徵稅するのを防ぐため、納稅額をあらかじめ決定して明文化した「原單」を作つて置き、後から名目を増やせないようにする（由票）。

二、役人が計算をごまかないように、「納銀」「納米」の額を都市ばかりでなくどんな僻地にも公示する（易知單）。三、文書改ざんによって年額が増減するのを防ぐため、納入した額を各戸、各里甲、各県ごとに総計しておき、徵收する時は、常にこの「總簿」と比較して、多額にならないようとする（實徵比較簿）。

四、「總數」だけ分かつていても、納稅者（納戸）や責任者（里長）が、五一の納稅額を知らないと、「吏書」（書記役の下役）や「保歎」（請合宿）が中間搾取するから、必ず「總數」と「徵數」（個別の小計）を併記した「單」（文書）を作る（里甲總撤單）。

五、受領書を「まかして、納税者に難癖を付ける者——例えば、排年（輪番によるその年の当番）、里長、保歎——が出現しないように、必ず「官票」を領取書とする（收銀合同票）。

これらを地方官に監督させ、実行すれば、民に都合が良いうえに、官にとっても都合が良い。法の抜け道を悪用してきた「保歎」のみは困り、とりわけ「吏書」は大困り。かくて民の納税額は半減する、と王永吉は断じた。(41) 禁書△留青全集△に収録されたこの上奏文は、彼の後を継いで戸部侍郎となつた武臣王弘祚（一六〇三—七四）の△賦役全書△（一六五八年）を踏まえて書かれており、王永吉の晩年の奏議と見られる。

貪官による搾取を防ぐと共に、税そのものの軽減に努めることこそ、荒廃した清初社会の緊急事であった。北京の武臣高官たちと親交のあった談遷は、△北游錄△に収められた礼部尚書陳之遴（一六〇五—一六六）宛の手紙の中で、一六五〇年代の江蘇・浙江に対する課税のすさまじさを訴えている。「ああ、喪乱以来、わが民を毒するのは、戦いに傷つくのではなく、官吏に嗜まれるのである。寇賊に切られるのではなく、年貢でからっぽになるのだ。昔は、被災者は下層の家にあるだけだった。今は、江南の富裕な家でも、その妻子を満腹にさせることができない場合がある。住宅は空き家になり、田畠は尽き、子女をひさいでも「納税できず」獄をうずめる。「そういう例は多くて」指して数えあげることができない。蘇州、松江、嘉興、湖州は、つとに肥沃な畠で知られ、「一畠の」値段は、十金を越えていた。近ごろは、他人に「無料で」委ねようとしても、担当する者が居ない。悲しきかな、人民よ。明季に困窮したのがはじまりで、今日「この窮乏は」はげしくなつた。(42) そもそも、新しい王朝を樹てる際には、為政者は税や刑を減らして人心を安定させるのが、恒例である。元（モンゴル）の時ですらも、前朝宋代の賦税を半減した。それなのに清朝になつて、新たな税が付け加わり、酷さは、明代の数倍に及ぶとは。談遷は、同郷の、この浙江海寧出身の大巨

に要請する。一、漕米は、遠方への舟賃や漕卒の食費までも送り元があらかじめ負担せねばならず、その費用は、明季の三、四倍かかる。南京からは長江・淮河までというようにして、遠役をやめさせよ。二、江蘇・浙江から、首都に送る糧米が途中で、貪官の搾取にあわぬよう、民運と官運を分けよ。三、免漕に伴う雜役や雜費が民戸を圧迫するから定額にして公費で支弁せよ。四、明代の隆慶年間に一条鞭法を設けて名目税を廃止したのに、清代に入つて馬草、修舡（舟の修理費）などの新税を徵収しているのは、改悪である。⁽⁴³⁾すでに、三十年をかけて明史の大著『国榷』⁽⁴⁴⁾を脱稿し、南明遺王政權の滅亡を▲素林雜俎▼に記録した談遷は、清政權の收奪についても、數値を挙げ事実を突きつける厳しい記録を遺した。

明末、三十才の若さで御史になつた河南出身の周亮工（一六一二—一七二）は、江寧で南明政權の福王に一時従つた後、一六四五（順治二年）、南下してきた清軍の豫王に降つて以来、一六五〇年代に京官をつとめた他は、揚州兵備道、福建按察使、江南江安糧道などほぼ一貫して江南の經濟復興につとめ、官僚生活の基盤を築いた。富裕な市民が清軍や地方の貪官に狙われ、特に「舗戸」「舗行」が徵發の対象になつてゐる現状を、上奏・申詳といった請願の形式を取りながらも清朝に激しく抗議した周の文章は、▲皇朝經世文編▼にも収録されており、「吏政」の文章の一典型となつた。「詳して舗行の物件を擅取するを禁ず」と題して彼は言ふ、「官舖で、民の品物を買うと、元手をなくす上に借金をするような大損失を与えるので、民はすでに堪えられないのは分かりきっています。【それなのに】公然とこれを舗戸に出させておきながら、一厘の値段もはらはないのは、これまでになかつたことです。また、一厘の実も与えずに、尚、その品物の精粗や善し悪しを責め、舗戸をして死ぬに死ねない者にするのは、未だなかつたことです。また、本来舗戸でなかつたのに、「いったん舗戸になると」必ずその子や孫に責任を持つて引き受けさせるの

は、未だなかつたことです。⁽⁴⁴⁾ 周亮工は、「舗戸」が生じたのは、上杭（福建省長汀県の南）で、「巡漳道」に供応したのがもとになっていると指摘する。こここの役人が、巡漳道に供応するという名目で、欲しいままに民間から商品を取り上げたのだという。巡道が執務するのに使う旗幟、テーブルかけ、座布団などは、すべて「舗戸」を決めて割り当てた。それでも、二十年前には代価の半額は支払っていた。十年前には三分の一を支払った。爾来、「舗戸」には供応の負担のみが続き、代価は払われない。周は続ける、いわゆる「舗戸」というのは、昔祖父や父が、江南で經營していたり、郷里で店を開いたり、商売人を泊めていたりして、少々の儲けがあり、それを「行」「戸」に充当し、仲買い用に分けたりした。だから諸般の損失が多くても、なお僅かな利息があり、つとめて制度を支えてきたが、すでに堪えがたくなっていたのである。「今、両広への路は阻まれ、商人は、やりにくくなりました。且つ、さきのいわゆる舗家は、半ば鬼籍に入り、半ばは他郷にうつてしましました。士の子は、恒に士になるとは限りません。農の子もやはり恒に農になるとは限りません。ところが、上杭の舗戸は、祖を問うて軍に充てるようなものです。その祖父や父が死んでも、その子や孫が例え改めて他の職業に移つても、舗戸の名は、ついに得て去ることはできないのです。幸いに本家が死に絶えても、また必ず、累はその分家に及びます。幸いにこれを他郷に逃れても、また必ず、その親戚に及びます。⁽⁴⁵⁾ 彼は、「舗戸」と聞いただけで「食吏は垂涎し、奸胥は横目で見る」現状を改めるには、「舗戸」の名簿を廃棄し、以後各地の役所の官員および中軍千把総たちは、日用の野菜・塩・米・魚・肉などの正価を必ず、「紋銀」で支払う以外ないと上申した。

農政にも官制にも詳しかつた王宏祚（懋目、一六〇三—七四）は、明代万歴年間の徵税を規準にして各省の「原額」を算出するよう勅命を受けた。彼は、各地の耕地面積、農作物、人口、流通貨幣を調査しながら、十四年かけて各地

の『賦役全書』を作成し、一六五八年（順治二五年）に一本にまとめて完成した。雲南出身の王宏祚は、後に三藩の乱をおこす平西王の吳三桂とも協力して、軍糧の取りたてがきびしい地方では、税制面での優遇措置を設けるよう奏請するなど、内陸部の安定に尽した。

△軍事▽

江左三大家の一人、『吳梅村詩集』で知られる吳偉業（一六〇九—一七二）は、龔鼎孳（一六一六—一七三）を称えた「總憲龔公芝麓へ贈る」詩の中で、このように述べる。「立派な男は四十で卿大臣となる、「君が」勉んで卿になつたのはまさに、四十の若さ。……昔、国内は戦乱に苦しんだが、「君は」官につくと才名は抜群。官職では蘄春きしゅんを守り、家は楚（湖広）に近かつた。賊は江夏を窺い、その路は秦（陝西・甘肅）に通じていた。読書人「の君」は、年少ながら鎧を着て城門を開き、迎撃した。詩作は、「曹操のよう」に長矛を横に、黃巾（反乱軍）を指しつつだ。戦が終わると磨崖に赤壁を見た。……別れた後は、互いの想いも長江に隔てられ、黒山の鉄騎は、風雨のようだった。「お國の」貴州は、しばしば戦にみまわれ、読書吟唱は、「敵軍に」幾重にも包囲された中だつたと聞く。光陰は流れ、東西に分れて一八年、わたしは衰えて白髪に甘んじ、長江のほとりに老いた。……即ち、君はすでに重職にあり、威儀を正して朝廷の文書を管理する。』⁽⁴⁶⁾ 龔鼎孳は、錢謙益、吳偉業と並ぶ江左三大家であり、且つ兩人と同じく文官武臣である。だが、吳偉業の贅辞にもあるように、彼は、一六三四年に二〇才の若さで進士になった後、蘄水県の知県として一六三七年（崇禎十年）、湘鄉（長沙府）から北上して貴州を窺う呂瘦子らの鋒起軍から町を守り、その功績によって兵科給事中に抜擢された、文武両道に優れた士人であった。『添川政譜』に収録された「詳文」（上司への上申書）の中で、知県の龔は、「寇賊」に蹂躪された蘄水の免稅を訴える一方、自らの手で町を守り抜こうとする。彼は、蘄水城

が万歴乙亥年（一五七五年）に建てられ、城高が一丈余しかない点に注目し、城壁をさらに三尺高くして、城門に密接した「堡」（とりで）を築かせた。次に、彼は守城にもっとも必要な、「銃砲・火薬」を準備させた。「わたしは自分で措置を行い、鉛・銃鉄・硝石・硫黄を買い集めて、製法通りに作った。それを敵を防ぐのに役立てたのである。北関で一撃すると、狡寇は魂も消し飛んだが、これで【賊を】攻めることができるわけではない。【そこで】最近さらに、城外に濠池を掘って、めぐらせ、【城を】環状に護るようにした。紳士は、義兵を興し、庶民・労働者は工事に来て、ともに既に完成したと聞く。⁽⁴⁷⁾」

龔鼎孳は、「寇賊」に対抗するためには、「予防」が必要であると考える。特に彼は「火器」の使用と、地元士民の「団練」を重視しており、この点では、「器」と「人」の「用」を説いた明代美学派の特徴をそのまま継いでいる。

「守城の見えは、銃砲が堅牢で銳利でなくては、敵を破れるわけがない。備蓄があまたでなければ、緩急の用に足るわけがない。今、議するに、城櫓ごとに大砲二百、子砲五、三眼銃十、鳥銃五を設備し、開いて出入りする城門の内側に、大砲一門、【城門】内外には、兵二十名を備え、器具は彼らに任せせる。火薬や弾は、心をつくして製造を監督してこそ、求めて用いることができる。演習の期日になる度、抜き出して試験し、火薬が精能よく技術の練達している者は、賞し、そうでない者は罰する。⁽⁴⁸⁾」彼は、守城のため歩哨を立て、城門の管理を厳しくし、郷鎮の民兵を訓練した。他方、住民の為に食糧や物資を備蓄し、必需品の高騰を抑え、賞罰をはつきりさせるよう命じた。さらに彼は、敵がまぎれこんで城内から攻撃するのを防ぐため、保甲制を柱として来歴不明なもの、水商売人、博徒、観光客などをチェックした。

明朝のもと、まだ二十代のうちに御史の高位と彈劾による下獄を経験し、一六四四年の明朝滅亡に際しては一時、

李自成に「従賊」したといわれる龔は、降清後も刑部尚書、礼部尚書、都察院左都御史を歴任しながらも、幾度も降級・降格処分を受け、「再謫再起」「しばしば起きしばしばたおれる」(盧州府志)と評された波乱の官吏生活を送るが、後述するように、こうした環境のをものとしない、旺盛な著作活動を続けた。一六五五年、過去の「順逆賊」とがめられた時、どうして自分だけなのか、曾て帰順しなかつた者がいるか、と反論したり、満人が軍馬に乗つて市街を往来する事をやめさせるよう順治帝に申し入れたことからも、修羅場を恐れない強靭な精神の持ち主であったと考えられる。

明朝覆亡の原因は人災にあると考えていた周亮工は、降清してからは、治安維持に協力し、浙江・福建・江西の「山賊」、福建・廣東の「海賊」を鎮圧する作戦を上奏した。一六五五年(順治十二年五月)、鄭成功の軍隊が、閩安(福建省閩侯県の東)から閩江を遡つて省都福州に迫つた際には、福建巡撫宜永貴の要請を受けて、西門城を守り、自ら大砲を撃つて鄭軍の指揮官たちを倒し包囲を解かせた。しかし、彼は当時告発を受けて解任中であり、朝廷の叙勲の対象からはずされた。

清代の漢人官僚は、士人層でない人々の反政府蜂起に対しても、明代と同様、「賊」として言葉の上でも行動の上でも激しい攻撃を加えたが、曾ての同僚の反満蜂起に対しても、決して表だって非難することはなかつた。また逆に、明の遺民としてあくまで清支配に呼応しない士人から、しばしば裏切り者として攻撃されても、これに反論した形跡がない。実務派官僚は、知識人の反清運動に関しては武官たちの後ろにじっと隠れて、鎮圧後の出番を待つていたようを見える。任務として、どうしても反満の士人を捉え処刑せねばならぬ立場にあつた洪承疇のような文官もいたが、そのプロファイルは多くの禁書に登場するものの、彼自身が禁書著者ではないので、本稿の対象からはずれる。

△司 法▽

武力鎮圧が終わった後の民心を安定させるのに、司法の確立は、不可欠であったが、漢人官僚はここでも大きな役割をなった。武断政治によって圧倒的人口を持つ漢人を威服させようとする満人王朝の下で、彼らは、自らも舌禍や皇帝の不興により処罰を経ながらも漢人社会の激変を防ごうとしたのである。

江左三大家の龔鼎孳は、また行政の専門家でもあった。彼は、漢人の衝立となつて満人の恐怖政治を防ぐ努力を生涯続けた。△皇朝經世文編に収録された「慎刑七条疏」（一六五三年）は、漢語を知らぬ満人が独斷で刑罰を課すことに対する歯止めを、順治帝に果敢に求めた上奏文である。龔が最も防ごうとしたのは、冤罪であった。強盜や「土賊」など、犯罪の確証が挙がっている者はよい、しかしいかに多くの人が無実の罪により投獄され、命を落としていることだろうか。とくに、清朝独特の「流徒之法」は、明代のように国内辺地への流刑ではなく、極寒の満州族発祥地（寧古塔や盛京）であり、しかも言葉が通じない満人軍属の奴隸となる運命を背負わされていた。龔は、「聖朝發祥之地」（盛京）は、王気が万世にわたつて第一にあつまる所、それなのに「いつたん、罪人をその間に混じらせると、ひかりががやく神明な地は、おおぜいの人の心が鬱結してのびやかでなくなります。天の賞賛を受けるゆえんではありません。」⁽⁴⁹⁾と、滿州族の「聖地」尊重を呼びかける形で緩和を訴えた。

龔鼎孳の、この上奏は、数多い彼の奏疏の中でも異彩を放つものであつた。なぜなら、革職、家産没収、滿州一族流刑の上、滿州功臣の奴隸とする処罰は、この順治時代以降、ほんのひとつぎりの満人の気まぐれに依つて、いかなる高位高官であろうとすべての漢人にいつでもふりかかる可能性のある、苛酷な運命となつたからであり、鋭敏な龔鼎孳は、この理不尽な民族差別に歯止めをかけなければ、漢人の知的活力が失われると予見したからであつた。し

かし満人首脳は、漢人への見せしめとして有効なこの酷刑を以後長く用い、特に十八世紀に頻発する「文字の獄」には、本人凌遲の上、一族へのこの処遇の適用が慣例となつた。龔の最も強く願つた「慎刑」は実現せず、しかも彼はじきに、その恐怖を身近に味わい続ける羽目になる。彼の友人たちや、その家族が、まるでさらわれるように、二度と戻ることのない万里の長城以北の旅路に出発して行つたのである。それも、先祖代々の家も墓も失い、年老いた者も幼い者も、異民族の奴となるために。彼の友人李元鼎（兵部右侍郎、一六二三年進士、△石園全集の著者）は、この年（一六五三年）に、武官任珍（左都督、太子太保、生卒年不明）が犯した殺人をみ消しに関わったとして、任珍（遼陽流刑）と共に杖刑と流刑が確定し、間もなく死去した。翌年には、文人仲間が「領袖」と呼んでいた吏部尚書陳名夏（一五三、△石雲文集の著者）が、「結党營私」の首謀者として絞首刑になつた上、息子も流刑に処せられた。一六五六年、陳之遴（大學士、一六〇五—一六六、△浮雲集の著者）が「朋党」の首領と告発され遼陽に送られた。陳はいったん帰京を許されたが、一六五八年、贈賄に闇与したという理由で、「革職、流徒、家産籍没」の旨を受け、一族全員浙江から、盛京へ連行され現地で亡くなつた。龔鼎孳自身も決して安全な位置にいたわけではない。一六五五年、曾て李自成に降つたことを「順逆」と非難され「帰順したことのない人がおりましようか」と言い返した彼は、翌年の春、上林苑蕃育署丞という胥吏の地位に落とされ、廣東へ左遷された。彼の僚友周亮工（一六一三—一七二）も、收賄の疑いで一六五九年彈劾され、斬刑を減刑して寧古塔に送られことになつたが翌年恩赦に会つた。（これららの武臣の活動については筆者論文『武臣論』東洋文化研究所紀要六八、一〇一一—七七頁で記述した）。

このような浮き沈みのある官僚生活を過しながら、龔鼎孳をはじめ生き延びた武臣たちは、發言をおさえずたくましく活動を続ける。龔自身は康熙年間に入ると会試正考官として復活し、一六七三年（康熙二十二年）、死の寸前まで光

禄大夫礼部尚書として官撰△六部題定新例▽に序文を記した。膨大な彼の上奏文は△張端毅公奏疏▽に収録され、政治家としての鋭い発言は、△定山堂詩集▽△定山堂詩余▽における詩人龔芝蘆の面影と好対照を見せてている。

ちょうど同じ時期の文人として令名高い周亮工は、△閩小紀▽で福建のトピックスを鋭い時事感覚で書き下ろし、何百人という文人との往復書簡を△賴古堂尺牘▽に編集するという離れ技を演じつつ、多数の公文書の中に官吏としての足跡を着実に残していた。清初のすさまじい恐怖社会の記録とも言うべき公文書集——、それゆえにこれらはすべて役所のお墨付きの文書でありながら、「乾陰禁書」となるのであるが——、周が記した「申詳」(上申文)、「諭語」(判決文)は、日常社会にひそむ暗部を生の形で伝えている。彼は、ある嫡室(正妻)が自殺した事件で、縊死では出来る筈の無い口の傷が遺体にあることを指摘し、殴殺か、殴打後に自殺を強制したか、苦痛に耐えかねた妻が自縊したか、のいずれかであると断定する。現場に居た側室二人の嫌疑をも含めて、周は他殺事件として再検査を上申する(黒冤斃命事)。彼はまた、富裕な商人翁懷泉が、米屋の馮某の妻に手を出した事件で翁懷泉を「設財漁色」として杖刑に処したし(壳姦事)、姦通罪について、姦婦が死んだ場合に姦夫は杖刑に止まつてよいのか、むしろ共に「地下」に行つた方が良くないかときびしい見方をする(駁詳強姦致命事⁽⁵⁰⁾)。先にわたくしたちは、周亮工が福建の経済状況を熟知した上で「舗戸」を廃止するよう清朝に求めたことを見たが、この判決文からさらに、彼が、檢察官ならば裁判官として手腕をも發揮していたことが分かる。

(2) 文官の思考——進取と保守

清初に官吏として活躍した禁書著者は、何にでも興味を持つ知識欲と、人材ネットワーク、実務に精通した政治手

腕、端正な作文能力などできわだつていた。異民族王朝のもとで、榮譽有る位置についたことを、厳しく問う文人もいたが、——清朝政府も、彼ら漢人協力者の力量に頼つて中国支配をすすめたにも関わらず、ひとたび制圧してしまえば明朝に殉じた忠臣にむしろ高い評価を与えた——同世代の多くの文人、なかでも「美学」を重視する士人たちは、政変にかかわらず、彼ら文官の著作に深い敬意を払つていた。呂留良は、周亮工の遺稿△櫟園焚余▽に序を寄せていう、昔の人が彼の筆禍を恐れて自分の著書を焚やすのは珍しくなかつた。だが櫟園（周亮工の号）の著作は別に当局の忌諱にふれていないし、邪道におちてもいない。それどころか天下の文人が櫟園に膏馥を乞うてゐるのだ。

「それなのに櫟園がこれを取り火にくべたのは何故だろうか。」「余は、その書を惜しむ以上に、その志を悲しむものだ。豪士（周亮工）は、壯年、雄志を抱き、俗に抗い、その氣力は極めて盛んで、天下の事を視るに為し得ないことはなかつた。千里を駆けはじめれば半歩も引きとめられることはなかつた。（清の官吏になつてから）隱忍して時勢に順応したのは、考えを築きあげるところがあつたのだ。」⁽⁵¹⁾呂は、明滅亡後わずかに「同学」と呼べる人物として、天下第一に周亮工を挙げた。「腐儒鈍漢」と対照的に、鋭敏な周が詩文どころか我が身を焚したいと考えていたと記した呂留良は、焚せないものは周亮工の「志」なのだと、父の焚書を歎く息子周雪客を慰めている。

周亮工は、△古今亂疑▽を著した方兄弟の父、方以智（密之、曼公、龍愚者、浮山愚者、一六一一七一）と進士合格の同期で親交があつた。周は、方以智とその弟を、「二人の男子は二陸（晋の陸機・陸雲の兄弟）に並ぶ誉れがあり、才氣奔放で、その生まれつきはまた、束縛されることがなかつた」と称えた。⁽⁵²⁾呂も方も、生涯清の支配を認めなかつたが、清朝官吏になつた周には変わぬ敬意を示した。同様に、反清運動を続けた文人で嶺南三大家のひとり、屈大均（翁山、介子、華夫、一六三〇一九六）も、周亮工に詩を呈しているし、王士禛（子貞、胎上、阮亭、漁

洋山人、一六三四—一七一一）は、周が康熙初年に泰州（江蘇省）の隠逸詩人吳嘉紀の遺稿集『陋軒詩集』の出版を彼に託して行つたことを伝えている。

漢人官吏の側も、在野「遺民」に向かって交わらぬエールを送り続けた。『夏峯先生集』に孫奇逢の「伝」を寄せた魏裔介（石生、貞庵、崑林、一六一六—八六）によれば、「国子監祭酒薛所蘊」（子展、行屋、一六六七）は、謙讓の賢者と言う理由で推薦し、兵部左侍郎劉余佑（中微、玉吾、一六五三？）は、登用すべき智者として推薦し、柳寅東（鳳瞻、一六五六）は、地方の人材として推薦し、陳之遴は、山林の隠逸として推薦した。だが、公（孫奇逢）はその度に病氣といつてことわり、赴任しなかった。⁽³³⁾

このように、実務派の清朝官吏が政治的立場が違つた士人とも自由な交流を保つたことは、一方では、満人から、反清を疑われる原因のひとつとなつたが、他方では、彼らのパースペクティヴ（視界）を広げる働きをしたのであつた。明代の実学派が、「西學」をターゲットにしていたように、清代の実務派も、前朝にもたらされた新しい「西學」や「西器」に強い興味を示した。張縉彦（坦公、一六三一年進士）は、『依水園集』の中でこう述べている。「王了」（明代美学派の王徵、前稿の士人一覽表に記載）は、大西の淵源を集めて翻訳し、その教える明らかにした。〔王徵〕が著した『畏天愛人極論』、『耳目資』、『奇器』、『癡想』の諸書は、皆中国の儒者がまだ開拓していないところである。余は、いそがしい戦火の合間に暫て取り出してこれを読んだ。すると、しばしば引き込まれてしまい、倦むことがなかつた。最後に『七克日抄』を得たが、これこそは、龐順陽（Pantoja）の伝述したもので、およそ病は身に従い、おそるべきであることをいちいちあきらかにしている。⁽³⁴⁾

「七克」とは「傲、妬、貪、忿、饕^{トウ}、淫、怠」という七つの欲望に対し、天の「靈命」を奉じ、「謙忍の力、恵忍の

性節、貞勤の心」でもって打ち克つ」とから来ていると張縉彦は解説した。彼は一六六〇年、『無聲戲』を編刊した過去を問われ、「亂臣賊子」を英雄視し「風俗を害した」という現由で、寧古塔に流刑が決まり自殺するが、士大夫だけの世界にこもらず異文化や軍人、侠客のメンタリティにも心を開いた知識人であったことが『依水園文集』からうかがわれる。

清朝に入つて、実学のなかで最も自由な活動が出来た分野は、天文学であった。ヨーロッパ宣教師は、欽天監の技術者として厚くもてなされ、徐光啓ら明末の実学派に育てられた天文官が西洋曆局で活動した。漢人高官たちは、曆局に近いカトリック教会を日常的に訪れ、歎談した。金之俊、龔鼎孳、胡世安（処静、菊潭、秀巖老史、一五九三—一六六三）、王崇簡（敬哉、宗伯、一六〇二—七八）、薛所蘊（子展、行屋、一一六六七）、魏裔介（石生、貞庵、一六一六—八六）たちは、一六六一年アダン・シャル（A. Schall von Bell 湯若望、道末、道味、通玄、通微、一五九一一六六六）の古希を祝つて詩文を贈り、「通微堂」でパーティを開いた。そのようすは『主制韋徵』の卷末におさめられ、二十人をこえる文官、進士たちの談笑が行間にあふれている。この中で魏裔介は、古代から帝王が天下を治めるには曆法を最も重視して來たと述べ、それは「天道」が「人事の本原」であり「敬天」が「治民の実事」だからとする。彼は、「道末湯老先生」が曆法に精通し、日月の運行、十二宮、天の緯度、歳差などを次々に明らかにしたこと、前人未踏と称える。龔鼎孳は、コンパス、簡平儀などの機器、三角法の方法を特に取りあげ、それらによつて、「星宿」「歳差」「交食」「緯度・經度」が明らかになつたとしている。魏裔介も龔鼎孳も、イエズス会士の天主教を「修身事天」「尊天」であり儒教と矛盾しないという立場をとつており、「西學」「西教」の受けとめ方は明代実学派の態度と全く変わらなかつた。兵部尚書胡世安は、シャルの『民暦鋪註解惑』に序文を寄せた。一六六二年

(康熙元年)にシャルが小引を書いたこの本には、五品夏官の李祖白(然真、一六六五)をはじめ、欽天監監副の鮑英斎ら、二八名の天文関係者が名を連ねた。馮博(孔博、易齋、一六〇九—九二)は、後に禁書となる△天元曆理全書▽(康熙間刊)のうち、△天元曆理三書▽に序(一六八二年)を寄せ、清朝「時憲曆」の歳差を解説した徐發(圃臣)に協力した。

他方、△字典▽の著者孫承沢(退谷、北海、一五九二—一六七六)のように、曆局の設立に消極的な文官もいた。孫は、明末崇禎年間に徐光啓・李天経たちが「西法」曆局を設立した際に、「觀星台」に赴き、「旧法」と「西法」の観測実験に立ち会った。彼は「西法」の精密なことを認めたが、曆というものは、時刻の分秒の正確さを競うだけでなく、儒学における「敬天授民」の大切な役割があると考えていた。「敬天」は、為政者が天の運行によく添つて政治を慎み、賞罰を正しくする。「授民」は、民が農業や産業を順調に行えるよう季節を正しく教える。こうした見地から、孫承沢は朝廷が「遠夷」に曆を作らせ、その上「書院」(首善書院)を改造して「曆局」をつくるのを一六四年(崇禎一四年)に批判した。⁽³⁶⁾彼の著書の特徴は、自分の意見をも客観的な記録の一部として書くとともに、亡国の事態に流されず事実の伝達に徹し、さらながら「正史」のようなどっしりとした風格をもつ記録を残したことだった。この特徴は文人の敬意を集め、一八世紀初頭、翰林院検討の朱彝尊(錫鬯、竹垞、一六二九—一七〇九)は、孫承沢の△天府廣記▽に序を寄せて、北海孫退谷先生は「広く網羅的に搜集集め、文献を彰らかに著している。まことに芸林の大乘であり、「わたしが」家書を考查するに、この本は信を置けるとみなす」と称えた。⁽³⁷⁾この△天府廣記▽卷二九には、「欽天監」「觀象台」などの記述があり、太陽の運行を中心に観測する「旧法」と天の移行を重視する「西法」の違い、さらに「西法」が採用された経緯を説明している。

国政の転換期に難しい職務につき、犯罪や飢えの対策に追われ、自ら左遷や入獄も経験したこれらの官僚たちが、何故このような諸学に造詣をもち、複雑な交際を重ね、後に禁書の筆頭に挙げられる大著を残し得たのか。すぐれた文学的才能を發揮した彼らが、行財政にもすぐれた手腕を持ち、文人交流に時を過ごす余裕は、成熟した明朝文化の集大成を示すとはいえ、彼らの並外れた学的蓄積があればこそ生まれたのである。周亮工、錢謙益、王鑑、孫承澤たちは、個人で大図書館をもっていた。戦火で多くの図書が失われたが、彼らは終日書齋で読書する楽しみを存分に味わっていた。江南に君臨する清朝要人が、しばしば武人一点ばかりで本など見たこともない総督、旗人が横行していた時に、これらの漢人官僚は、本に埋れ、満人の理解できない複雑なレトリックを使って文人仲間と交流し、そうして自らも大量の著作を書きあげたのである。ただし自らは柔軟な思考をもつ彼らも、現場では治安維持の担当官として、民間の娯楽や、集会を取り締まる側にあつた。後世、惰弱な明朝文人の流れを汲む「輕浮之徒」とそしられ、清朝を冒瀆する詩句を残したと非難されるこれらの文官が、現役時代は、住民に対しては、統制を実施していた一面を持つていたのである。たとえば、龔鼎孳は明清を通じて、諸地方の文人と風流な集まりに興じたが、明末に自分が統治していた黃州では、「法外の民」が、「結党横行」するのを防ぐために、住民には城外出るのを禁じた。また、酒場、茶房、「歌樓」、寺院などには、不審な人物が潜伏しやすいので、警戒を厳重にするよう命じた（詰奸示）。龔は村祭りにねり歩く「賽会迎神」や、天をまつる為に演劇を行ふことも禁じた。社稷は祝つてよいが町中笛や太鼓が鳴り、終日歎呼がおこるのは戦守の時にそぐわないというのである（匪俗示）。

△△△に収録された周亮工の「署道十二禁之一」とは、福建省における「劣等刁民」（不良学生と狡猾の徒）が、「有司」（役人）を籠絡するために、役所に旗をたてたり、顕彰の文書を張ったりすることを禁じた「告諭」であ

る。彼が、「藩憲」（按察使ないし布政使）として沿岸商業都市泉州に行つた時に出したもので、地方の生員や顧役という連中は、「今日帖を刻し徳を称える人が、他日文書で告発する人となり、今日旗を立てて官を待つ人が、他日瓦を懷にして官を打つ人となる」から、信用してはならぬと戒め、厳しく懲罰を加えるように指示している。さらに、△式臣伝▽（一二巻、都城琉璃廠半松居士刊本）によれば、周亮工は福建按察使（一六四七—五二？）在任中、武舉人や貢生たちが「南社、西社、蘭社」を設立して人々を集め、「作奸犯科」をしたとして、総督・巡撫に申請して彼らを逮捕した。尋問中に武舉・貢生ら四名が死んだことから、総督佟岱に告発され「聽審」を受けたという。こうした地元への締め付けは、実務派の禁書著者に対する「貪官汚吏」という悪評を招いた。清廉な官吏を自任しながら、巨額の財を蓄えているという批判が、生存中から出ていた。満人首脳もまた、漢人官僚への彈劾にしばしば、この「納賄營私」「居鄉暴惡」を利用した。李元鼎、周亮工、陳之遴、房可壯（一六五三）、胡世安といった南部出身者が、いざれもこれらの理由で清朝の批判を受け、処分の対象となつた。

漢人官僚たちが、文人出身でない層の反権力的な動きに対し、容赦無い制圧を加えたのは、地元においてだけではない。彼らは、明清交替期に李自成や張獻忠たちのように強力な反政府軍を作り上げた実力者や、清の支配に對して抵抗運動を続けた鄭成功たちを、「賊」「寇」と呼び、漢民族としての連帯意識を示すことは決してなかつたのである。李自成が支配地域の士人たちを捕えた際に拷問を加えたことが、彼らの反感を決定的にし、清軍に投じる選択をさせたと考えられる。しかし、清朝樹立後も二十年間続いた鄭成功の民族運動には、密かに共鳴した士人も江南には多かつたと言われる。たとえば、南明（遺王）永曆帝の政権に生涯を捧げた張煌言（玄箸、蒼水、一六二〇—一六四）や徐孚遠（閩公、復齋、一六〇〇—一六五）は、一六五〇年代の後半から鄭成功と協力して作戦した。一説には、周亮工や

龔鼎孳の盟友である錢謙益もひそかに鄭成功の活躍に期待したと言われる。もともと張煌言や徐孚遠は、明代実学派の士人たちと同じく、明朝の富強につとめる立場を取っていた人々である。王朝の滅亡に出会って「遺臣」の道をたどり、清朝実務派の士人と袂を分かつに至ったに過ぎない。本章第二節で取り上げた清朝官吏の禁書著者たちが、徹底的に鄭成功の反清運動を告発し、軍事対決のみならず、降清した父親鄭芝龍に対する密告、彈劾などの方法をも用いて、鄭一族を追いつめるほど清朝に忠実であった眞の理由は何であつたか、鄭成功を支持した江南文人との関係をどう考えていたのか、たんに非士人層の反政府蜂起への不信感というだけでは、充分に説明されない点が残る。

清代の実学派士人は、明朝の滅亡後一枚岩の結束を保つことができず、「遺民」と清朝官吏に分かれた。「遺民」は、仕官を絶つて孤高の生涯を送り、権力に左右されず各自「実学」に打ち込んだが、新しい情報が入手できず、自然科学の分野では明代実学派のレベルを超えるのが難しかった。他方、清朝官吏になつた士人は、満人との違和感に苦しみつつも、「実学」の応用ともいえる実務手腕を發揮した。両者は、政治的には対立する立場にあつたが、後に禁書となる両者の著作から見る限り、互いに親近感を失わず、共通の「実学」志向を持っていた。その共通性とは、実用に役立つ知識を取り込む偏見のなさ、ならびに知的活動によって結ぶネットワークである。しかもこの二点は、明代の実学派の特徴と同じである。したがつて、「実学」を探求する士人の基本姿勢は、明清交替という政治的大変動にもかかわらず、不变であつたといえる。

1 「実学者何。内而性命、外而經濟、有典礼制度之学、有象数律曆之学、有音韻六書之学、有医藥物理之学、凡有資于身心家國者、舉而謂之實學，而一字一義無裨之聚訟考弁、不與焉。」方中履著『古今叢義』十八卷、康熙二十一年安成楊氏刊本汗青

閣藏板、方中通序、一 a

2 「天之有七政、交食、歲差也。何以使不齊者齊。曆元万古可無改易乎。地之有山川万物、兀然浮沉不墜也。何以使天地互測。遂知天無昼夜、地無上下、水無升降乎。此在天地之故、不可不知也。」同、二 a b

3 「三部八脈十二經十五絡、人身一小天地也。何以知腑盈于臟、經欠于胞、絡榮之旋轉、週身衛之不注湧泉乎。此在人之故、即天地之故、不可不知也。」同右。

4 「物如此而格、理如此而窮、情如此而類、德如此而通、學即如此而衷。嗚呼不誠難矣哉。」同、三 a

5 「上古之人不必著書。以其能著見于功業、即以功業為著述。後世不能尽用人才、致不得已鬱勃無所洩而托之于書。……聖人之道博、我以文、晉儒清談、止有老莊、老莊之外無學。唐儒流藻、止有詩詞、詩詞之外無學。即宋儒靜正、止有語錄、語錄之外、無學。不知天下之事、天下之理、其端甚多、儒者不窮理、當屬之何人哉。著是書、伝是書者、俱所以大有功于世也。」▲古今釁疑▽、前出、吳序、四 a —— 八 a

6 「造就之方、必務遵实事求是、仁義漸摩。勿徒尚虛文、以正其習。」陸世儀撰▲陸桴亭先生文集▽六卷、卷五、學校議、陸桴亭先生遺書（光緒二十五年至宣統三年太倉唐受祺京師刊本）所收。

7 「薦舉不可尚虛文、當疏其实。或其人才德兼備、或有德無才、或有才無德、或其才長於某事、短於某事、用可任其職、不可任某職。皆一一疏列。不拘大小、臣工有即薦舉、多多益善。」「可者擢用、不可用者散歸。庶無前弊、而收実効。」陸世儀撰▲思弁錄輯要前集二十二卷後集十三卷▽陸桴亭先生遺書所收、前集、卷一二、九 b

8 「程子曰、今之字有三、而異端不與焉。一訓詁、二文章、一儒者。余按、今不特儒者絕於天下。即文章訓詁皆不可名學。猶存者、異端耳。昔所謂文章者、蘇王之類也。訓詁者、則鄭孔之類也。今有其人乎。故曰、不可名學也。」呂留良撰▲呂用晦文集▽八卷、卷五、「程靈觀略論文」、一七 a

9 「次尾標擣當時俚俗字句為文禁、且曰此等惡習始於一二空疎之子、以僥倖取捷。後以無學無職、転相套襲、日增月盛。今之

惡習尤甚矣。目不識經史為何物、而欲練飾辭彩、不得不不出於俗談諱語、臭穢不勘。有人悟近日一名稿全部只三百字可了。」「嘗取次尾之義於家塾戒之。其詞句字法多不及載。今略舉活套陋調於此，如云云，如此腔板不能盡舉，可以類推。使乳腥小兒弄筆如此。定以為凡胎下梢，必無出息。老老大大，髭長面皺，猶作此等見識，豈不愧恥。而選者密圈濃贊，以為沙法。又從而傳益之。其惑誤後起不小也。有是非羞惡之心者，試思吾言，知必有斷然不為者矣。」同右、「東臯遺選今集論文」、一六 a

10 「自科目以八股取士，而人不知所讀何書。探其數卷枕秘之籍。不過一科貴人之業。」「點者割首裂尾，私立間類。沿襲抄撮、

俄而拾取青紫、高車大馬，夸耀閭里。嗚呼，苟如是亦可矣。幾何而不相勸以尽趨於庸腐哉。蓋以為起祖龍於今日。搜天下八

股之文而幾燒之，則秦皇且為孔氏之功臣，誠千古一大快事也。」△呂用晦文集▽、同右、卷五、「戊戌房書序」、一二 b — 一三 a

11 「吳次尾譏方歷末年士日本科十八房而外，不知宇宙尚有何書，前此作者尚有何人。美学之衰，極重難挽。近時習尚，正復如此。己丑壬辰，一返蔓縛而歸之醇正、多老學好古之士，故格力逾上。乙未以來，名曰模範先民，實趨空疎甜俗。其所見之理，

所宗之法，不能出方歷乙未之內俗機鋒。況能闡嘉隆以上之籬落乎。」同右，卷五、「東臯遺選今集論文」、十五 b

12 「成弘以上，制科之文，理勝之文也。嘉隆之間，文与理平之文也。万曆以至啓禎則文勝与純乎文之文也。」△呂用晦文集▽、前出、卷五、「五科程墨序」、十一 b

13 「今天下有壞人心亂教化者若干人。去之可以彊國，而奸民盜盜不與焉。天下有損事業耗衣食者若干人。去之可以富國，而冗兵濫員不與焉。則庸腐之儒是已。先王設庠序以養儒也。非以其庸腐而養之也。督以學臣，訓以師長，礼儀以閑之，廉恥以風之。非聖人之書，不敢從。故其謹小慎微謂之庸，方方闊步謂之腐，而今所謂庸腐者不然。吏之庭肩相摩衽相聯者儒也。胥之門頭相望踵相接者儒也。行安得庸，心安得腐。及其分章句，握三寸，智尽能索，困若囚縛，則為庸腐而已矣。先王非以其庸腐而養之也，而其流不得不至於庸腐，則豈立法之未尽善歟。」同、「戊戌房書序」一二 a b

14 「癸卯秋 詔廢八股，以策論取士。一時諸生尽從事于稽古、質矣所內。」方中履撰△古今疑○、前出、馬敘思序、二 a
15 「余謂素北曰，余近考經史天文地理諸學，患其書有統而無分，有引而無訛，是大不便于後學者。余欲參分縷析，即一事而為

之源流訓詁。如天文也、為經星、為緯星、為日食、為月食、為閏法、為歲差、逐類而詮解之。旁引錯綜、而斷以先儒及已意之所是語不嫌淺也、而期其明。引不厭詳也、而期其當。名之曰、古今經濟本末、予許我乎、能有以助我乎。素北曰、助予以古今積疑之論。余始得見其書曰、篤誠。方子微功令更吾幾失子矣。然以余与子旦夕相從、猶未能窮子著述之奧、又況四海之遠之若人乎。子藏之以名山為知己可耳。」同、二 a b

16 今年春余方赴試南宮、而「素北以書來云、有姑孰太守楊公索覽我書、且欲付之梓。余不禁為之笑曰、太守治簿書期会之不暇、而能以清俸為子謀梨棗乎。又未幾素北以諸公序來曰、書已鐫成、專待子一序耳。」同右、三 a

17 「文武本無分也。分之自兵民始。自兵与民分統、將與吏遂分治。屈囊與載筆遂分業。因而舌鋒劍鍔、種種倚輕重之情形、並分左右袒。故時平、以大帥仰小吏之鼻息、世亂、以悍將制儒儒之性命。錢穀器甲城守攻戰紛出相角、而不相習、國家倚重文武何事、而凌競至此。」孫奇逢撰《夏峯先生集》十四卷、畿輔叢書初編彙刻類孫夏峯遺書所收、卷三、贈孔氏兄弟序、二〇 b 一二一 a

18 「僕嘗謂、世界之壞、人心為之也。試觀今日之世界、不必問今日之人心。觀今日之人心、固應有今日之世界耳。」同、卷二、與杜君異、二 b

19 「備器具、備弓矢者、什伍、衣帶便不可緩。有鎗礮者、火藥鉛子万不可欠。同志中有欠乏勇力又鮮器具者、或量備鈔藥等物。總之各弁一点、公心共圖保禦如一身一家、方可同濟患難。」同、卷十、山居約、二〇 b 一二一 a

20 「其死慘也被三刀一箭昏倒于地、隔日而氣始絕、且衣服尽剝、歷三日方得掩于淺土。兵退家人來視、竟不成殮、自秋及冬始歸櫬于江村之草堂。鬚眉盡脫、肢體亦殘僅、存者朽骨耳。嗟乎、痛哉。」同、卷十、祭鹿伯順文、一 a b

21 「甲申之難、吾郡千古古異慘亦千古異烈。僕私心欲筆而識之、存此一段遺史。恨耄荒寡昧、未若足下身在患難中、親見当日諸紳衿士女慘死情狀。董狐之筆非學古有獲者、其誰望焉。日月迅速、一時之信転盼成疑訛伝、既久遂至失真。此事不可不速成、亦仁人君子報稱上天之一念也。」同、卷一、寄金瑞枝、一五 b

22 明朝に殉じる姿勢をみせた儒学者たち（例えは、△明季三朝野史▽△聖安記事▽の著者顧炎武、△行朝錄▽の著者黃宗羲）もまた書き残す現在が歴史となり、さらに王朝の興亡を超えて漢文化が生きるための「工具」となることを信じていた。また、清朝に活躍した文人官僚も「史學」を超えたさまざまな分野で歴史を遺し、漢文化の保存を図った。例えは、孫承澤は、△学典▽によつて、中華の学術史を大観し、錢謙益は、明代詩人の伝記△列朝詩集小伝▽を著し、周亮工は藏書を始めとする文化財の歴史を△閩小紀▽△因樹屋書影▽に遺した。筆者論文「清代禁書」上、△東洋文化研究所紀要▽七三、七二一八〇頁。

23 「天下事有可以不慮而知者、心性道德是也。有必待學而知者、名物度數也。假如只天文一事亦儒者所当知然、其星辰次舍七政運行、必觀書攷圖、然後明白。純靠良知、致得去否。故究理三字、該得致良知、致良知三字、該不得究理。」陸世儀撰△思弁錄輯要前集二十二卷後集十三卷▽、前出、前集、卷三、五 a

24 「歲差者、歲歲有差、假如今歲冬至日在箕三度、至明年冬至日仍在箕三度、其間已差秒忽矣。所以然者、天行与日行各自不同、其間自不能無過乎不及。但所差甚微、須久久積算、乃見所以古歷有以四十年差一度者、失之過、有以百年差一度者、失之不及。惟大衍歷以八十三年、紀元歷以七十八年為近、而又不若近時西學歲約一分五十秒不等約六十六年八箇月而差一度者之密也。歐羅巴人君臣盡心於天、終歲測驗、故其精如此。」同、卷一四、八 a

25 「近以西洋望遠鏡窺之良然。今為地影之說者曰、日之體大於地、地之體大於月、故日之光能及於月、而月之光每障乎地、其所以或障或不障者、以其去地遠、中間空處多故也。」同、五 b 一六 a

26 「西學絕不言占驗、其說以為日月之食五緯之行、皆有常道常度、豈可拋以為吉凶、此殊近理。」同、一〇 b

27 姚鼐元編・孫殿起輯△清代禁書書目（補遺）・清代禁書知見錄▽上海商務印書館一九五七、三四一頁。なお、四部叢刊所収の△天步真原▽人命部の跋にも、原本のかなりの部分が散逸したというコメントがある。

28 橋本敬造著△中國占星術の世界▽、東方書店、一九九三、二〇三頁。

29 筆者論文「氣——中西思想交流の一争点——」《東洋文化》六七、一五一—六頁。オランダ使節の記録は、J. Nieuhoff: *L'Ambassade de la Compagnie Orientale des Provinces Unies vers l'empereur de la Chine*, Leyde, 1665, 290 p+134 p. seconde partie, p. 19.

30 「地与海、本是円形、而合為一球、居天球之中。……且予自泰西浮海入中国、至昼夜平線。已見南北二極、皆在平地、略高低。道転而南、遇大浪峰。已見南極出地三十六度、則大浪峰、与中国上下相為对待矣。而吾彼時、只仰天在上、未視之在下也。故謂地形圓而週圍皆生齒者信然矣。」方中履著《古今叢疑》、前出、卷一二、二一b—四a

31 「曆法必不可定、惟有隨時測驗、求合於天。」同、卷二三、八a

32 「薛儀甫天步真言曰、今泰西之法更精矣。蓋有數種、中土莫及焉。」同、三a

33 ヨーロッパ宣教師の四元説と中国の五行、aura(空氣)の漢語を、「氣」と定めた為に起きた中西思想交流の障害に関しては筆者論文「中國人の比較思想——口鐸日抄の対話から——」東洋文化研究所紀要、一一七、参照。

34 「今所著天文志、大約撮取遠西曆書中一二種。雜以鄭端簡天文述據、湊成書、與先朝原法踰遠。……天下後世執此以譏先朝之法、其罪安歸乎。」呂留良撰《呂用晦文集》、卷六、答谷宗師論曆志、四a b

35 「西學有幾何用法、崇禎曆書中有之。蓋詳論句股之法也。句股法九章算中有之。然未若西學之精。嘉定孫中丞大東更為詳注推演、極其精密。惜此書未刊世、無從究其學耳。」陸世儀撰《思弁錄》、前出、卷一五、治水、七a

36 一七世紀の知識人たちは、関心の赴くまま自由に異教の書を読み、「儒内の異端」陽明学左派を学び、外夷の美学を験した。それに対して異端排斥は、まず「儒教以外の諸教」を排し、次に「儒教内の邪説」を攻撃した。筆者論文「一七世紀における中国の異端」比較思想研究八、六一一七〇頁。

37 「使父兄不為非礼之戲、則子弟自無從得接耳目。」王曉伝輯錄《元明清三代禁燬小說戲曲史料》、作家出版社、一九五八年、二二六〇頁。第三編、二五三頁、陸世儀論小学。

38 「近來坊間盛行本子、淺陋更甚。又有增改各刻、愈出愈謬。然且家佔戶擗、取其簡便。穢惡既極、勢不得不變。變則必將復出於異端。此有心吾道者之所深憂而疾首也。」△呂用晦文集▽前出、卷五、一七b

39 「姓名夏等七人、不由廷議、簡自宸衷。一日而擢為部院之長、視猶滿官、則既予以得為之名、而并畀以得為之实矣。得為而弗能、可懼也。即未必果有得為之实、而亦已居得為之名矣。無其实、而居其名、更可懼也。則諸臣猶可曰、邦國大事自有、為之長者任之哉。」金之後撰△息齋集▽八卷外集一卷續外集一卷合十卷、康熙五年序刊本、卷二、一〇b、金之後の親友で吏部尚書の陳名夏（一六五四年絞首刑）は、この文章を絶讚し、春秋時代の伯牙が月湖を見ていた心境に例えた。

40 「黜陟之有非衡歟。國計民生之有偏紓歟。典章礼樂之有未備歟。六師弗張而偃武無期歟。五刑未允而獄有冤民歟。帑藏或廢于工作歟。紀綱或弛于台憲歟。凡若此者皆諸臣之咎也。故曰漢官之得為正卿、自諸臣而始、不勝感、尤不勝懼也。」同右、一
一 b

41 陳牧轉△憑山閣增定留青全集▽三四卷、康熙二三年自序刊本、卷一、「徵収最善條議」、九九b—一〇四a

42 「噫、喪亂以來、毒我黔首、非創於兵、則蠹于吏。非創于寇、則朽于年。疇昔災黎、僅在下戶。今江南溫室、或不能飽其孥。罄宅殫田、鬻子女而墮罔闊、指不勝數也。蘇・松・嘉・湖、夙号腴畝、佃陥十金。近委以與人、不得下直。哀哀生民、始困于明季、劇于今日。」談遷著△北游錄▽九卷、中華書局、一九六〇年、四四〇頁。卷七、「紀聞上」、上大司農陳素庵書、二六三頁。

43 同右、二六三—二六四頁。

44 「看得以官僑買民物、至有賠累、民已不勘。從未有公然出之舖戶、不給豪厘之償者。亦有不給豪厘之實、而尚責其物之精粗美惡、令之求死不得者。亦未有本非舖戶、而必令其子若孫、承当不替者。」△憑山閣增定留青全集▽、前出、卷二、詳禁擅取舖行物件、一三一b—一三三a

45 「今兩広路阻、商賈難行。且向之所謂舖家者、半登鬼錄、半徙他鄉矣。士之子尚不恒為士、農之子亦不恒為農、而上杭之舖

戶、則如充間祖軍、其祖若父雖死、其子若孫即改、而之他業、而舖戶之名、終不可得而去也。」同右、一三三 b — 二三三 a

46 「丈夫四十致卿相、努力公孤方少壯。……当初海內苦風塵、解褐才名便絕倫。官守蘄春家近楚、賊窺江夏路通秦。書生年少非輕敵、擐甲開門便迎擊。詩成橫槊指黃巾、戰定磨崖看赤壁。……別後相思隔江水、黑山鐵騎如風雨。聞道黃州數被兵、說書長嘯重圍裏。荅萬分飛十八年、我甘衰白老江邊。……即君致身已鼎足、正色趨朝勤補牘。」吳梅村撰《梅村集》四十卷、康熙八年序刊本、卷五、七言古詩、一一 a b

47 「卑県自行措置、買弁鉛·銳·硝·黃、如法成造、以為禦敵之用。北閔一擊、狡寇魂消、必非此不可攻之勢也。頃又于城外挑空濠池、繁廻環護、士紳倡義、庶民子來工程、俱已報完。」龔鼎孳撰《渝川政譜》二卷、附《龔端毅公奏疏》、光緒九年十四世孫彥緒聽叢書屋重刊本、上卷、山西堂集偶存、詳文、繕備、二二 b

48 「守城之具、非鐵砲堅利、無以破敵。非儲蓄衆多、無以足緩急之用。今議、每一城樓設大砲三百、子砲五、三眼銳十、鳥銳五、所開出入城門、內設大砲二門、內外兵二十名、器具聽之。其火藥鉛子悉心監製、求可用也。每遇操期、抽拔試驗、兼精技練者賞、否亦罰。」同右、詳文、豫防、一火器、一六 b — 一七 a

49 「一旦令罪人雜處其間、豈鑄神區、有鬱結未舒之情、非所以迓天麻也。」《皇朝經世文編》、卷九三、刑政治獄上、慎刑七條疏、一〇 a

50 《憑山閣增定留青全集》、前出、卷二、批詳、一三六 a

51 「櫟園且取而燭爐之何歟。」余是以惜其書不如悲其志也。豪士壯年抱奇、抗俗、其氣力極盛、視天下事無不可為。千里始驟、不受勒於跬步。隱忍遷就、思有所建立。」《昌用晦文集》、前出、卷五、五 a

52 幼時同和尚「有双丁二陸之譽、才氣奔放、其性又不受拘縛。」周亮工撰《印人伝》三卷、翠廊玕館叢書、第三集所收、卷二、一四 a

53 「國子監祭酒薛所蘊以讓賢薦、兵部左侍郎劉余佑以舉知薦、順天巡按御史柳寅東以地方人才薦、陳渠以山林隱逸薦、公俱以

病辭不赴。」△夏峯先生集▽、前出、伝、五b

54 「王了一滙大西之淵源而訛明，其教所著畏天愛人極論·耳目資·奇器·癡想諸書，皆中國儒者所未發。余鞅掌兵燹之中間，嘗取而讀之。乃不禁向往歎々不倦，最後得七克日抄、就西儒龐順陽所伝述，而一一闡明。凡病從身可懼哉。」△依水園文集▽、前集、卷一、六四a 七克日抄序

55 湯若望撰△主制群徵▽二卷、贈言附

56 孫承沢撰△學典▽三十卷、抄本、卷二九。

57 孫承沢撰△天府広記▽序

58 「今日刻帖頌德之人，即他日刻揭告歎之人。今日堅旗留官之人，即他日懷磚擊官之人。」△陸壽名韓訥輯△治安文獻▽十卷、康熙三年序香草堂刊本、卷八、二b